第３章　災害応急対策

第１節　職員動員計画

１　基本方針

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他に特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

２　職員の心構え

職員は常に気象状況に注意し、又は発生の恐れが予想される時は、速やかに登庁するものとする。

町内で大雨特別警報の基準値となる格子が出現した場合は、町本部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに町本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、避難情報の発令も含め町民への周知・伝達を図るものとする。

３　動員の方法

（１）開庁（勤務）時における動員の伝達の系統

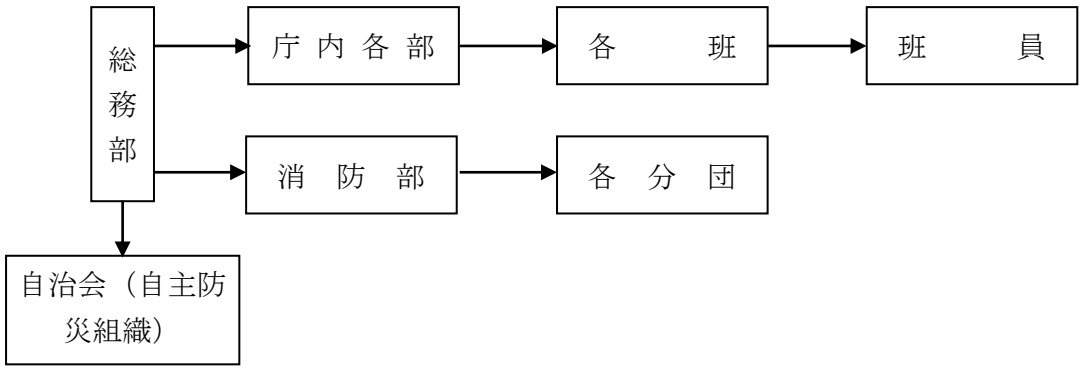

（２）閉庁時における動員の伝達

日直者、警備員は、災害発生の通報を受けた時は速やかに状況判断し、次の対応をとるものとする。

ア　町本部長、副本部長、総務部長へ電話等により対応方法について確認する。

イ　役場に近い職員を電話等で動員する。

ウ　災害の種類により、関係職員を緊急連絡網で動員する。

エ　緊急災害のため消防団員の出動を要する場合で、前ア～ウに示す処置がとれないと判断した時は、防災行政無線で周知するものとする。

（３）一般加入電話その他、連絡不通時の伝達方法（閉庁時における連絡もこれに準ずる）

一般加入電話、その他連絡不通時において、日直者、警備員は役場に最も近い職員に連絡し、その職員をもって、次の系統により連絡するものとする。

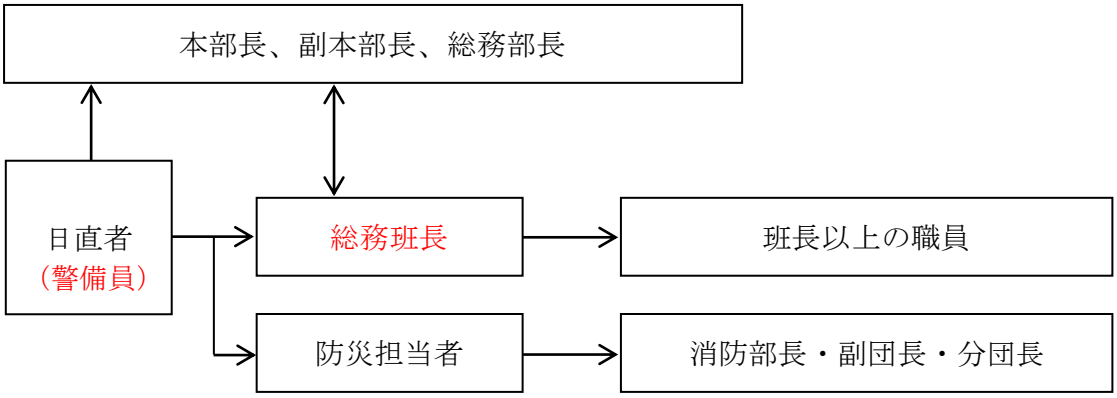

４　警報発表時における警報当番

警報発表時の警報当番は、総務部・企画部当番（１名）・警報当番職員（２名）・日直者の４名とする。夜間については総務部・企画部当番（１名）・警報当番職員（２名）の３名とする。ただし、日直者と警報当番職員が重複した場合は３名とする。

第２節　災害対策要員の確保

第１項　技術者の雇上げ

１　方針

災害発生時に応急対策を迅速かつ確実に実施するため、災害対策要員を確保する。

２　実施責任者

町	総務部
県	総務部、危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警察

３　実施担当者

雇い上げは、各班の担当業務ごとに担当するものとする。また、実施にあたっては、事前に本部連絡員室の許可を得るものとし、許可を得るにいとまのないときは、事後においてその都度本部連絡員室に報告するものとする。

４　賃金の支払い

賃金等の額は、その時における地域の慣行料金以内（職業安定所の業種別標準賃金以内）によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものは、これによるものとする。

５　技術者の従事記録

技術者を雇い上げた班は、次の記録を作成し、整備・保管するものとする。

労務者出役表	様式１号	日々の出役の状況を記録する。
賃金台帳	様式２号	出役状況を記録し、賃金等の計算支払状況等を記録する。

第２項　災対法第７１条に基づく従事命令等

１　方針

災害応急対策実施のための要員が一般の動員、災害対策作業員の雇上げ等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行するものとする。

２　実施責任者

町	各部
県	危機管理部、健康福祉部、県土整備部

３　従事命令等の対象作業と執行者

対　象　作　業	命令区分	根　　拠　　法　　律	執　行　者
消　防　作　業	従事命令	消防法第９条第４項	消防吏員又は消防団員

水　防　作　業	従事命令	水防法第１７条	水防管理者、消防団長、消防機関の長
災害救助作業（災害救助法適用救助のため）	従事命令	災害救助法第２４条	県　知　事
	協力命令	災害救助法第２５条	県　知　事
災害応急対策作業（除災害救助）	従事命令	災害対策基本法第７１条	県　知　事 町長（委任を受けた場合のみ）
	協力命令	災害対策基本法第７１条	県　知　事 町長（委任を受けた場合のみ）
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第１項	町　　長
		災害対策基本法第 65 条第２項	警　察　官
災害応急対策作業（全般）	従事命令	警察官職務執行法第４条	警　察　官

４　従事対象者

命　令　区　分	従　　事　　対　　象　　者
消　防　作　業	火災の現場付近にある者
水　防　作　業	区域内に居住する者または水防の現場にある者
災害応急対策全般（災害対策基本法による町長、警察官、自衛官の従事命令）	区域内に居住する者または当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害救助その他の作業（災害救助法及び災対法による知事の従事命令）	１．医師、歯科医師又は薬剤師 ２．保健師、助産師又は看護師 ３．土木技術者又は建築技術者 ４．大工、左官又はとび職 ５．土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ６．鉄道事業及びその従業者 ７．軌道経営者及びその従業者 ８．自動車運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業（協力命令）	救助を要する者及びその近隣者
災害緊急対策全般（警察官職務執行法による警察官）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

５　従事命令の執行

災対法第６５条第２項第３項に基づく、命令を発した場合は町本部に通知をするものとする。

６　公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び、発した命令を変更・取消すときは、「公用令書」を交付するものとする。なお、県知事（県知事が町長に委任をした場合は、当該町長を含む。）が発する以外の従事命令については、公用令書の交付は必要ないものとする。なお、公用令書を発したときは、従事者から公用令書の受領書を受け取るものとする。なお、災害救助法による従事命令書及び災対法による従事協力命令については、次の書類を作成するものとする。

（１）災害救助法による従事命令書（様式３号）
（２）災害救助法による従事命令書の取消令書（様式４号）
（３）災害対策基本法による従事協力命令書（様式５号）
（４）災害対策基本法による従事協力命令の変更命令書（様式６号）
（５）災害対策基本法による従事協力命令の取消命令書（様式７号）

７　実費弁償

従事命令等で災害応急対策に従事した者で実費を要したときは、実費弁償請求書（様式８号）にて実費分を弁償するものとする。

８　損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事していた者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は、死亡した者の遺族に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給するものとする。

区　　分	災害救助 （知事命令）	災害応急対策 （知事命令）	町長の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	富加町消防団員等公務災害補償条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償
支給額	施行令に定める額	条例で定める額	条例で定める額
請求様式	災害救助法による扶助金支給申請書（様式９号）	災害対策基本法による損害補償費支払請求書（様式 10 号）	消防団員等公務災害補償等共済基金で定める様式

９　その他

（１）従事台帳の作成

従事命令又は協力命令を発した時は、強制従事者台帳（様式11号）を整備するものとする。

（２）従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、必要な書類を添付して県知事に届け出るものとする。

10　惨事ストレス対策

救助又は消火活動を実施する機関は、職員等に惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第３節　ボランティア活動

１　方針

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

２　実施責任者

町	総務部、福祉保健部、産業環境部
県	危機管理部、環境生活部、健康福祉部

３　町の活動

活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、県本部や日赤岐阜県支部、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮するものとする。

４　社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、災害時に必要があると認めるときは、災害ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行うものとする。また、ボランティアからの情報・ニーズ等を把握し、ボランティア活動に対する適切な支援に努めるものとする。

５　専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入、派遣に係る調整等を行うものとする。

６　奉仕団の編成

奉仕団は次の団体等で構成し、平常時の組織等を考慮して、災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。災害救助法が適用されるか、又はこれに準ずる災害で、地域における各奉仕団の総合協力を要する場合は、町本部長の要請により奉仕団の編成にかかわらず富加町災害対策本部地域奉仕団（以下「地域奉仕団」という。）を編成するものとする。

（１）町本部に所属する奉仕団

ア　町自主防災組織（自治会奉仕団）

町自主防災組織（自治会奉仕団）は、規則等で定められている長が団長となる。

イ　日赤奉仕団

日赤奉仕団は、その責任者を団長とする。

（2）関係機関との連絡

常に町本部、消防、警察等と緊密な連絡を保つとともに、関係機関から要請のあった時は積極的に協力し、その対策の実施に奉仕するものとする。

（3）被害状況等の通報

町本部、消防部、警察官等と協力して被害状況その他災害異常現象等の把握に努めるとともに、町本部班員不在時の場合は、その概況を速やかに警察官に通報するものとする。

（4）奉仕団の従事内容

奉仕団は、主として次の作業に従事するものとする。

ア　炊き出しその他、災害救助の実施

イ　清掃、防疫の実施

ウ　地域ごとの災害活動の協力

エ　災害対策物資の輸送及び配分

オ　簡易事務の補助

（5）動員要請

奉仕団の動員要請は、総務部において調整し、それぞれ関係各部において行うものとする。但し、自主防災組織（自治会奉仕団）の動員要請については、総務部が行うものとする。

（6）記録保管

奉仕団の奉仕を受けた班は、次の事項を記録保管するとともに、事前にその概要を本部連絡員室に報告するものとする。

ア　奉仕団の名称及び人員又は氏名

イ　奉仕した作業内容

ウ　その他、参考事項

第４節　自衛隊災害派遣要請

１　方針

町本部長は、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、災害対策基本法第６８条の２の規定に基づき、県本部長に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

２　実施責任者

町	総務部、企画部
県	危機管理部

３　災害派遣要請の基準

（１）災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。

（２）災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

４　災害派遣要請の手続き

天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合には、町本部長から、県本部長に対し、自衛隊法第８３条第１項の規定による自衛隊の災害派遣要請を要求することができる。

自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、災害派遣要請依頼書（様式12号）により、県知事に要請の依頼を行う。但し、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出するものとする。要請を行った場合は、必要に応じて、その旨及び当該町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

また、通信の途絶等で知事と連絡のとれないときは、その旨及び該当町の地域に係る災害の状況を自衛隊（陸上自衛隊第３５普通科連隊長を経て第１０師団長、航空自衛隊岐阜基地司令又は航空自衛隊小牧基地司令）に対し、直接通知することができる。但し、事後速やかに通知した旨を県知事に通知するものとする。

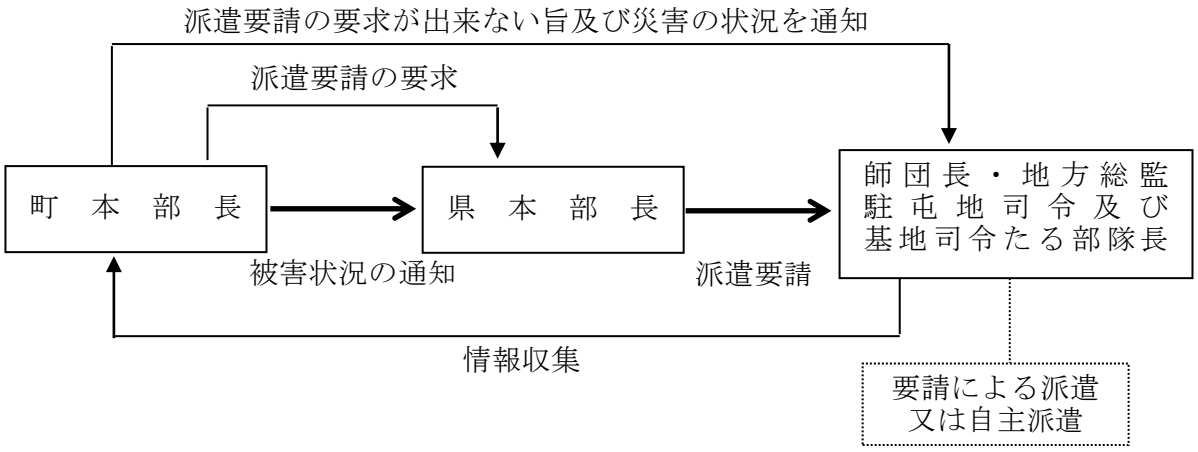

５　連絡調整窓口

（１）岐阜県防災課

電　話 058-272-1111（内線2746・2747）・058-272-1125（直通）

ＦＡＸ 058-271-4119

（２）陸上自衛隊第３５普通科連隊（守山）

電　話 052-791-2191（内線4832 夜間、休日内線4509）

ＦＡＸ 052-791-2191（内線4839）

（３）航空自衛隊岐阜基地

電　話 058-382-1101（内線2682・夜間内線2225）

ＦＡＸ 058-382-4899

６　災害派遣要請を受けることができる者

（１）陸上自衛隊第１０師団長（陸上自衛隊第３５普通科連隊経由）

（２）航空自衛隊第２補給処長

（３）海上自衛隊横須賀地方総監

７　災害派遣部隊の活動範囲

（１）被害状況の把握

車両、航空機等の手段で情報収集活動を行い、被害状況を把握する。

（２）避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

（３）遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

（４）水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

（５）消防活動

利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関と協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。

（６）道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

（７）応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常町本部の提供するものを使用するものとする。

（８）人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

（９）給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

(10) 入浴支援

被災者に対して、入浴支援を実施する。

(11) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和３３年総理府令第

１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(13) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

８　町本部の体制

（１）町本部での分担

派遣された自衛隊の部隊（以下「派遣部隊」という。）に関する町本部における総括担当は、企画部とし、直接的な活動及び関連事項については、依頼した部（以下「事業主管部」という。）が担当する。

（２）町本部での引き継ぎ

派遣部隊が派遣されたときは、企画部から事業主管部に引き継ぐものとする。また、派遣期間を終了したときは、事業主管部から企画部に引き継ぐものとする。

（３）連絡員の指定

派遣部隊と事業主管部その他関係機関との連絡にあたるため、企画部または関係機関の職員のうちから連絡員を指定し、その連絡にあたらせるものとする。

９　町本部の計画準備

本部長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力し、効率的に実施できるようその受け入れ体制の万全を期さなければならない。特に、次の事項については留意すべきである。

（１）緊密な連絡

派遣部隊との連絡を緊密にするため、連絡場所及び責任者を定め、常に自衛隊と連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うよう努めること。また、必要に応じて地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を指定し、災害情報の伝達、資料の調達等を円滑に行うよう努めること。

（２）作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等にも連絡しておくこと。

（３）宿泊施設等の準備

派遣部隊を宿泊させる施設（公共用建物等が適当）または野営施設を準備し、あわせて駐車場等を確保すること。また派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を架設すること。

（４）町民の協力

町民は、派遣部隊の作業を傍観することなく作業遂行に協力すること。

10　要請事項の変更

派遣に当たって要請した事項を変更する必要が生じたときは、直ちに順序を経て、県本部に連絡するものとする。

11　経費の負担区分

（１）自衛隊の救援活動に要した経費

原則として、派遣を受けた町本部が負担するものとし、次のとおりとする。

ア　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費、消耗品、補償費等

エ　県、町が管理する有料道路の通行料

（２）自衛隊の災害派遣に要する費用

部隊等の給食、装備、器材、燃料、被服の整備、損耗、更新及び災害地への往復等の経費については、自衛隊の負担とする。

12　派遣部隊撤収時の手続

（１）自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県本部長に対し、自衛隊の撤収要請依頼書（様式 13 号）を提出する。

（２）派遣部隊が派遣期間の活動を終了したときは、町本部長が派遣部隊の指揮官と協議し、帰隊措置を講ずるものとする。

13　その他

（１）本計画に定める事項以外は、県本部長、自衛隊現地指揮官と協議して定めるものとする。

（２）自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項

ア　派遣要請は、災害派遣要請依頼書（様式 12 号）にその旨を明示し、事前または早期に行うこと。

イ　派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ実施すること。

（３）発着場選定基準

ア　地面は堅固で傾斜６度以内であること。

イ　周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも２方向に障害物がないことが望ましい。但し、東西南北１００ｍ×１００ｍの面積があれば、下図のごとく障害物があっても離着陸可能。

ウ　小型ヘリコプターについては、１機あたり直径３０ｍ以上、中型及び大型ヘリコプターにあっては、１機あたり直径５０ｍ以上の空地があること。

エ　ヘリコプター離着陸場可能予定地は、本章第６節「交通応急対策」を参照。

○ 発着場

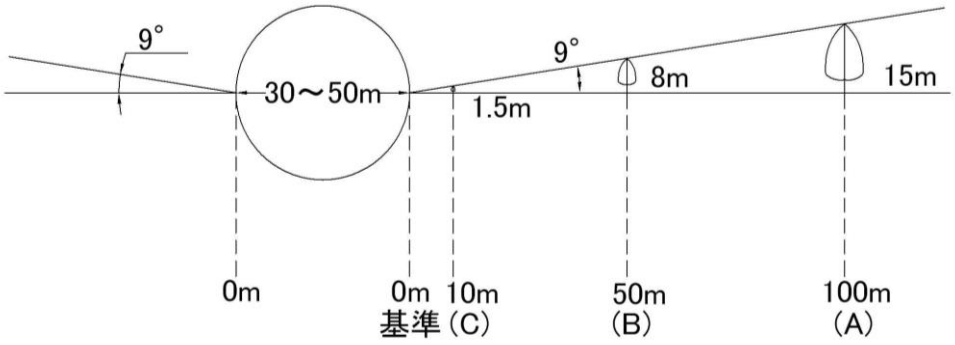

○ 離着陸場の表示

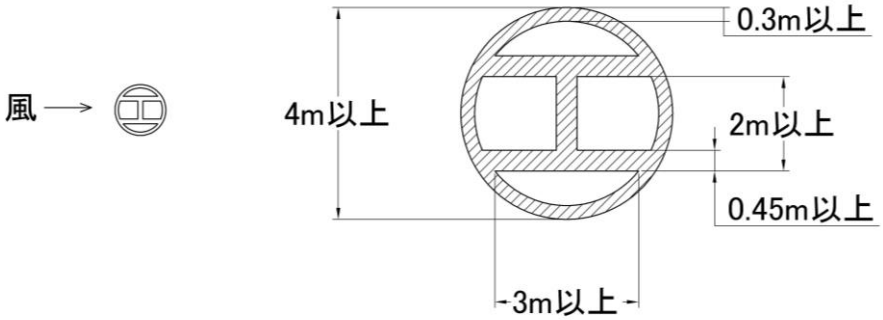

○ 吹き流し

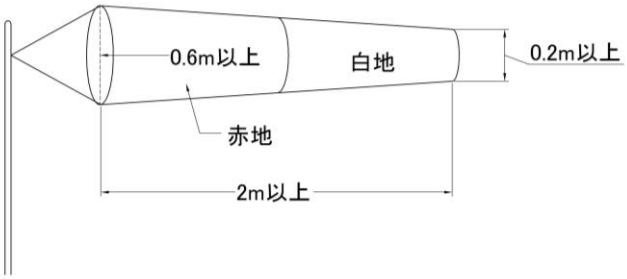

○ 旗

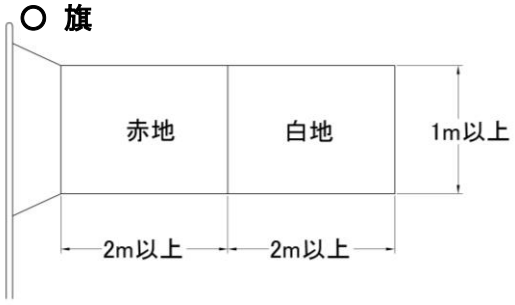

（注）１．風向に対して、石灰等でHを書くこと。
２．ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹流し又は旗をたてるとともに、発煙筒（積雪時は赤色または着色したもの）を併用すること。

14　離着陸場における安全

（１）離着陸場は平面にし、必要に応じて撒水し、積雪時は踏み固めること。
（２）離着陸場の半径２５ｍ以内には人が入らないこと。
（３）物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。
（４）町本部の緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートは、本章第６節「交通応急対策」のとおりであるが、更にヘリコプター発着場の確保に努め、ヘリコプター発着周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際して発着の障害とならないようにすること。

第５節　災害応援要請

１　方針

発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、その規模に応じて、国、県、市町村等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築し、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力して、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

２　実施責任者

町	各部
県	危機管理部、総務部、商工労働部、県土整備部

３　応援要請と経費負担

（１）防災関係機関相互の応援要請

あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要請等を行うものとする。

（２）県への応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めることができる。

また、中部９県１市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定又は同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関する協定等に基づき、県を通じて他の都道府県に対して、応援を求めることができる。

応援に当っては、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築するよう努めるものとする。

（３）経費の負担

国又は他市町村から町へ派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法等、所定の方法によるものとする。

（４）応急対策職員派遣制度の活用

訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

４　協定等に基づく応援要請

岐阜県広域消防相互応援協定書やみのかも定住自立圏災害時における相互応援に関する協定に基づき、当該市町村に応援を求めるものとする。なお、災害応急対策での応援に従事する者は、被災町の指揮の下に行動するものとする。**富加町が締結した及び富加町が関連する消防、防災関係の協定・覚書等一覧表は、資料編のとおりとなる。**

５　応急措置の代行

（１）県による代行

県は、災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、町が実施すべき応急措置の全部又は一部を町に代わって行うものとする。

具体的には応急措置を実施するため町に与えられた以下の権限の応急措置の代行を行うものとする。

ア　警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ　他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

（2）国土交通省等による代行

国土交通省等は、被災により、町及び当該町を包括する県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、以下の権限の応急措置の全部または一部を、当該町に代わって行うものとする。

ア　緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

イ　現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

６　応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するもものとする。

第６節　交通応急対策

第１項　道路交通対策

１　方針

災害により、道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生する恐れがあるため、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められる時は、応急対策を行う。

２　実施責任者

町	総務部、建設部、教育部
県	危機管理部、商工労働部、農政部、県土整備部、都市建築部

３　輸送道路の確保

（１）道路に関する被害状況の把握、車両通行機能の早期確保

道路管理者は、地震災害発生後、予め指定した緊急輸送道路を優先し、速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握するものとする。災害の発生地域や道路の被害状況、隣接市町村の道路状況を勘案したうえで、順次復旧作業に努め、車両通行機能の早期確保を図る。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。

（２）情報の提供

災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板等により道路利用者、防災関係機関等へ情報提供を行うものとする。

４　交通規制の実施

（１）町内における具体的な規制の実施内容

町内の道路施設にかかる規制は次のとおり行うものとするが、災害の状況によっては実施者による規制が遅れ、時期を失することも予想されるので、県土整備部、県警察に連絡して、適切な規制がなされるよう要請を行うものとする。

実　施　者		範　囲
道路管理者	県（県土整備部） （可茂土木事務所）	国道４１８号線、主要地方道及び各県道
	町本部（建設部）	町道
警察他機関	公安委員会 （県警本部交通規制課）	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が２警察署以上にわたるもの。
	加茂警察署	自署の管轄区域内
	警　察　官	緊急を要する一時的な規制

	自　衛　官	緊急を要する一時的な規制（警察官がその場にいない場合）

（２）交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は、道路の区間その他必要な事項について、町民、運転者等に周知を図るものとする。

（３）規制の標識及び迂回路の指定

町管理道路で、道路法に基づく規制を行ったときは「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和３５年総理府建設省令第３号)」の定めるところにより、標識を設置する。特に危険を伴う場合等は必要に応じて、遮断する措置等をするものとする。なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の道路標識に次の事項を明示し表示するものとする。

ア　禁止、制限の対象

イ　規制する区間、期間、理由

ウ　指定迂回路（図示する）

５　町本部の措置

道路施設の被害及び交通の混乱を発見し、あるいは通報を受けて承知したときは、速やかに次により措置するものとする。

（１）規制実施に伴う関係機関へ通知

規制の必要を認めたときは、規制実施者のいかんにかかわらず岐阜国道工事事務所美濃加茂国道維持出張所、県支部土木班（可茂土木事務所）及び警察（加茂警察署）にその旨を通知するものとする。なお、通知は次の事項を明示する。

ア　禁止制限の種別と対象

イ　規制する区間又は区域、期間、理由

ウ　迂回道路、幅員、橋梁の状況等

エ　緊急通行車両の確認手続等

（２）制限実施の要領

町道が被害を受け、もしくは道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）するものとする。

なお、県管理の道路施設についても県土整備部に通知して規制するときは、ただちに警察官に通報し、道路交通法による規制を行うものとする。警察官が居合わせないときにあっては、現場に居合わせる消防団員等が災害対策基本法第６０条によりその場にいる者に避難を指示し、もしくは同法第６３条及び消防法第２８条の規定により警戒区域を設定して立ち入りを制限し、または退去を命ずる等の方法によって規制を行うものとする。

（３）道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

６　緊急通行車両の届出等

（１）緊急通行車両の届出等

県公安委員会が災対法第７６条に基づき、規制される区間において通行できる車両が緊急

通行車両であり、当該車両の確認を受ける場合は、県又は県公安委員会に申し出て、標証及び証明書の交付を受けるものとする。

（2）標章の掲示

標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備えつけるものとする。

〇標　章

（注）1．色彩は、記号を黄色、線及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2．記号の部分に、表面の面積が光の反射角度に応じて、変化する措置を施すものとする。

3．この標章は、運転者の視野を妨げないようにして、車両の全面の見やすい箇所に貼付する。

第２項　輸送手段の確保

１　方針

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

２　実施責任者

町	総務部
県	危機管理部、商工労働部、農政部、県土整備部、都市建築部、県警察

３　災害輸送担当

災害輸送は、総務部において行うものとする。但し、町本部における災害輸送のための自動車、船艇の確保及びその使用等にあたって調整を行う必要があるときは、本部連絡員室が調整するものとする。

４　輸送種別

町本部が行う災害輸送は、可能な限り自動車輸送によるものとするが、道路が途絶時で舟艇、

人力等によることが適当なときは、その方法によるものとする。なお、長距離輸送を必要とする場合は、県本部に対して自衛隊（ヘリコプター等）の災害派遣を依頼し、空中輸送による応援を得て行うものとする。

５　町の輸送確保体制

地域の現況に即した車両等の調達を行うが、自動車、舟艇等の確保及びその使用にあたっての調整は、次によるものとする。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼するものとする。

（１）自動車等の確保のための要請

災害輸送のため、自動車、舟艇等の借上等を要するときは、本部連絡員室に次の輸送の条件（以下「輸送条件」という。）を明示して車両確保（借上）等の要請をするものとする。

ア　輸送区間又は借上期間

イ　輸送量又は車両の台数

ウ　集合の場所及び日時

エ　その他の条件

（２）輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた本部連絡員室は、総務部と緊急度、輸送条件、町本部保有車両の活動状況等を調整し、輸送の効率的な確保の方法、輸送の優先順位を決定する。

（３）輸送確保の方法

輸送確保のための自動車の借上等は、次の方法により、行うものとする。

ア　自動車輸送

自動車の借上（確保）は、次の順位で行うものとする。なお、車両の確保にあたっては、当該車両の運転手付で借上げるようにするものとする。また、災害輸送に従事可能な予定自動車はあらかじめ調査し、掌握しておくものとする。

（ア）町本部所属車両

（イ）農業協同組合等、公共的団体所有の車両

（ウ）民間会社等の小型車両（大型車両は、県と競合しないこと）

（エ）その他の自動車

イ　舟艇の確保

舟艇の借上げは、総務部が舟艇所有者から借上げるものとする。借上げにあたっては、出来るかぎり舟頭もあわせて雇上げるようにするものとする。

（４）自動車、舟艇等が確保できない場合の応援の要請

町地域内において、自動車、舟艇等が確保できないときは、輸送条件を明示して県支部総務班に応援を要請するものとする。

（５）輸送の記録

災害輸送を行ったときは、次の記録を作成し、整備保管しておくものとする。なお、災害救助法が適用されたときにあっては同法による対策の実施に要した輸送を整理区分しておくものとする。

ア　車両使用書

車両を使用した者（又は輸送責任者）は、車両使用書（様式 14 号）を、総務部長に提出するものとする。

イ　輸送記録簿

災害輸送を行ったときは、輸送記録簿（様式 15 号）を備え付け車両の使用状況等を記録

し、整備保管する。

ウ　救助実施記録日計票等

救助等を実施した場合は、救助実施記録日計票（様式 16 号）を作成し、整備保管する。

エ　救助の種目別物資受払状況

自動車用燃料その他消耗品について、救助の種目別物資受払状況（様式 17 号）で出納状況を記録し、整備保管する。

６　その他の輸送

車両等による輸送が不可能なときは、班員、消防団員、奉仕団員等の直接人力によって輸送するものとするが、輸送要員の動員等は、それぞれの計画の定めるところによるものとする。

７　ヘリコプター離着陸場等の確保

ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く）を県へ報告し、離着陸する場合には安全の確保を図るものとする。ヘリコプター離着陸場可能予定地は、次のとおりとなる。

○ ヘリコプター離着陸場可能予定地

施設の名称	所　在　地	地積 ㎡ （ｍ×ｍ）	連　絡　先	座　　標
富加小学校 グラウンド	富加町滝田 1381-1	10,800 ㎡ (90×120)	0574-54-3303	E 136° 58′ 32″ N 35° 28′ 55″
双葉中学校 グラウンド	〃　羽生 990	15,300 ㎡ (90×170)	0574-54-3077	E 136° 59′ 05″ N 35° 29′ 11″
半布ヶ丘公園 グラウンド	〃　夕田 210	16,500 ㎡ (150×110)	0574-54-2886 海洋センター内	E 136° 59′ 14″ N 35° 29′ 13″

８　緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の避難所等へのアクセ的施設のうちから物資の一時集積配分拠点を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。なお、岐阜県災害時広域受援計画に定められた町の広域物資輸送拠点等は、第２章第７節「緊急輸送網の整備」を参照。

（１）取り扱い物資

ア　被災市町村からの救援要請を受けて、他地域から配送される救援物資（食料等）

イ　食料、生活必需品等の応急生活物資

ウ　義援物資集積所から被災市町村に配送される義援物資

エ　医薬品

（２）広域物資輸送拠点等における業務

ア　緊急物資、救援物資の一時集積及び分類

イ　避難所等の物資需要情報の集約

ウ　配送先別の仕分け

エ　小型車両への積み替え、発送

（注）大型車両による輸送は原則として広域物資輸送拠点等までとする。（２）のウ、エについては、ボランティアを積極的に活用するものとする。

（３）指定避難所等への輸送

指定避難所等までの輸送は、原則として町本部で実施するものとする。

第７節　通信の確保

１　方針

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

２　実施責任者

町	総務部、企画部
県	危機管理部、県土整備部、教育委員会

３　通信の確保

災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

また、西日本電信電話株式会社で、災害時優先電話による通話の確保を優先的に行われ、町本部その他の関係施設での災害時優先電話の利用可能施設と回線数は、次のとおりとなる。

（１）富加町役場庁舎：２回線（うち、１回線はＦＡＸ回線から利用する。）
（２）とみかこども園：１回線
（３）子育て支援拠点施設すくすく：１回線
（４）富加小学校：１回線
（５）双葉中学校：１回線

４　各種通信施設の利用

（１）各種通信の活用

防災行政無線、加入電話、衛星通信、インターネット等、各種通信を有効に活用し、緊急情報通信を行うものとする。

（２）非常通信の利用

加入電話及び県防災行政無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会での構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用するものとする。また、一時的に通信手段を補完することを目的に東海総合通信局において、災害対策用移動通信機器の無償貸与を受けることができるため、必要に応じて借受申請を行うものとする。なお、借受申請方法は、富加町災害初動対応マニュアルに掲載している。

５　通信の優先順位

通信の過多により施設が不足し、その確保が出来ないときは、災害防除、災害救助にかかる通信を優先させるものとする。

６　専用施設による通信の依頼

（１）他機関の専用施設を利用して通信を行うときは、緊急必要な事項に限定し、できる限り簡略に要点を明示して当該施設機関に通信の伝達を依頼するものとする。

（２）依頼方法は、非常通信用紙（様式 18 号）にて依頼するもとする。

（３）通信の依頼は、通信を行おうとする班が本部連絡員室と協議し、その結果に基づき、その班又は本部連絡員室がまとめて依頼するものとする。

７　無線通信施設による通信

無線通信施設による通信は、次の方法によるものとする。

（１）岐阜県防災行政無線による通信

災害発生時において、回線不足等により通信に支障を来す場合は、緊急及び災害に関する通信を優先させるため、岐阜県防災行政無線通信取扱規程に定めるところにより通信の統制を行う。

（２）富加町防災行政無線（同報系・移動系）による通信

回線不足等により通信に支障を来す場合は、移動系無線を派遣して町本部と通信を行うものとする。また、避難所や集会場等に設置されている同報系屋外拡声子局の放送設備に、町本部との通信機能を付帯しているので、災害時に利用するものとする。通信可能施設名と電話番号は次のとおりとなり、操作方法は富加町災害初動対応マニュアルに掲載している。

○屋外拡声子局の放送設備に町本部との通信機能が付帯している施設名と電話番号

No.	施　設　名	電話番号
1	下滝田集会場	801002
2	富加小学校体育館北	801003
3	井高集会場	801004
4	上羽生集会場	801005
5	南公民館	801008
6	夕田集会場	801014

No.	施　設　名	電話番号
7	本郷集会場	801015
8	大平賀集会場	801017
9	栃洞集会場	801019
10	片町集会場	801020
11	絹丸集会場	801022

（３）可茂消防事務組合消防本部消防無線による通信

加入電話途絶時で可茂消防事務組合消防本部消防無線を利用した通信を必要とするときは、可茂消防事務組合中消防署富加出張所に通信を要請するものとする。

（４）防災相互通信用無線による通信

災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要のある場合は、総務部に設置してある、防災相互通信用無線電話により通信を行うものとする。

８　有線通信施設による通信

有線電話施設による通信は、次の方法によるものとする。

（１）一般加入電話による通信（非常通話）

通常の使用方法により一般加入電話を利用するものとするが、市外通話が困難になった場

合は、市外通話が優先的に利用できる「非常通話」により通信を行うものとする。なお、非常通話は、１０２番の申込みにより、非常扱いの通話である旨を告げて行う。非常通話として扱われる通信の発着機関は、次のとおりとなる。

ア　気象機関
イ　水防機関
ウ　消防救助機関
エ　輸送確保関係機関
オ　通信確保関係機関
カ　電力供給関係機関
キ　警察機関
ク　災害予防、船舶、航空機の救援関係機関

（２）警察電話による通信

一般加入電話（非常電話を含む。）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、最寄りの警察機関の協力を得て、警察用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

（３）鉄道電話による通信

警察電話と同様、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て、鉄道専用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

９　信号による方法

消防、水防あるいは避難に関する指示等の信号はそれぞれの計画で定めるサイレン、半鐘等の信号によるものとする。

10　広報車による方法

多数の者に周知徹底が必要なときは、広報車等により徹底するものとする。

11　急使による通報

あらゆる通信施設が利用できないとき、あるいは急使によることが適当な通信（連絡）は、伝令等急使を派遣して行うものとする。急使は企画部が担当するが、各地域における急使（伝令）は、自治会長及び消防団員等が行うものとする。

12　通信の記録

電話、口頭等で行った者は、その状況を災害情報（様式 19 号）にて、記録するものとする。

第８節　警報・注意報・情報等の受理伝達

１　方針

災害応急対策活動に役立てるため、気象、水防、土砂災害及び火災に関する情報を市町村その他関係機関に迅速かつ的確に収集し伝達する。特に気象等の特別警報について通知を受けた時又は、自ら知った時は、直ちに町民へ周知する。

２　実施責任者

町	総務部、企画部、建設部、消防部
県	危機管理部、県土整備部

３　警報等の発表及び解除

（１）気象警報等

気象業務法第11条、第13条、第13条の２、第14条及び第14条の２の規定により、気象特別警報・警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等（以下「気象警報等」という。）を岐阜地方気象台から発表するものとする。気象警報等の種別及び富加町の発表基準等は次のとおりとなる。

種別		発表基準
１特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
２警報	暴風警報	次の条件に該当し、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ①　平均風速が 17m/s 以上
	暴風雪警報	次の条件に該当し、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 ①　降雪を伴い平均風速が 17m/s 以上

	大　雨　警　報	次の条件に該当し、大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ①　（浸水害）表面雨量基準：23 ②　（土砂災害）土壌雨量指数基準：148
	大　雪　警　報	次の条件に該当し、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ①　12 時間の降雪の深さが 30cm 以上
	洪　水　警　報	次の条件に該当し、河川の上流域での降雨や融雪等によりにより河川が増水により､重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる｡高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ①　流域雨量指数基準：川浦川流域＝14.4　津保川流域＝29.6
３ 注意報	風雪注意報	次の条件に該当し、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される｡「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 ①　12m/s 以上　雪を伴う
	強風注意報	次の条件に該当し、強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される ①　平均風速 12m/s 以上
	大雨注意報	次の条件に該当し、大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 ①　（浸水害）表面雨量指数基準：10 ②　（土砂災害）土壌雨量指数基準：96
	大雪注意報	次の条件に該当し、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される ①　12 時間の降雪の深さが 10cm 以上
	濃霧注意報	次の条件に該当し、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ①　視程 100m 以下
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害の注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への 注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	次の条件に該当し、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。 ①　最小湿度が 25%以下で、実効湿度が 60%以下
	なだれ注意報	次の条件に該当し、「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ①　24 時間降雪の深さが 30cm 以上で積雪が 70cm 以上になる場合 ②　積雪が 70cm 以上であって、日平均気温が 2℃以上の場合 ③　積雪が 70cm 以上であって、降雨が予想される場合
	着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が発生するおそれのある

		ときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水害、土砂災害等などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。 ①　早霜・晩霜期に最低気温３℃以下
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 ①　流域雨量指数基準：川浦川流域＝11.5　津保川流域＝23.6
４ 気象情報	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	岐阜県記録的短時間大雨情報	岐阜県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」（※愛称「キキクル」）で確認する必要がある。岐阜県の発表基準は、１時間１００ミリ以上を観測又は解析したときである。
	岐阜県竜巻注意報情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

※土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害)」として発表する。

○警報及び注意報の予報区

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
		中濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
		東濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
	飛騨地方	飛騨北部	高山市、飛騨市、白川村
		飛騨南部	下呂市

（注） 警報及び注意報は、県内各市町村を対象として発表する。大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

○大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種　　類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：災害が発生又は切迫している警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

	・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

○早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の減少の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。

大雨、大雪、暴風（雪）に関して、５日先までの期間に［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

（２）水防警報

ア　県が行う水防警報

水防法第１６条第１項の規定により県知事が指定した河川について、県が水防警報を発表及び解除する。その種別、内容等は、岐阜県水防計画の定めるところによる。

イ　町が関連する水位周知河川

町が関連する河川（津保川）の洪水予報は、次のとおりとなる。なお、水位が一定以上に達したときは、土木事務所から町本部に対して電話・通知がある。

水位情報の種類	関観測所	下之保観測所
水防団待機水位（通報水位） 〈警戒レベル１相当〉	３．００ｍ	１．００ｍ
氾濫注意水位（警戒水位）【氾濫注意情報】 〈警戒レベル２相当〉	４．００ｍ	１．８０ｍ
避難判断水位【氾濫警戒情報】 〈警戒レベル３相当〉	５．７０ｍ	２．３０ｍ
氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）【氾濫危険情報】 〈警戒レベル４相当〉	５．８０ｍ	２．７０ｍ ３．５０ｍ
氾濫開始相当水位【氾濫発生情報】 〈警戒レベル５相当〉	津保川神野・津保川上大野（下之保観測所の下流）及び津保川小屋名（関観測所）に設置された危機管理型水位計が、0.00ｍに到達し、（堤防天端高から計測して）かつ、監視カメラ映像により、越水・溢水が確認できた場合は、氾濫発生情報が発表される。（「氾濫開始相当水位」に達したが、監視カメラ映像により越水・溢水が確認できな	

	い場合は、氾濫発生情報は発表されない。）

危機管理型水位計

水位情報の種類	津保川神野	津保川上大野	津保川小屋名
氾濫開始相当水位【氾濫発生情報】 （避難判断参考水位）	０．００ｍ （－１．２６ｍ）	０．００ｍ （－１．１４ｍ）	０．００ｍ （－２．７０ｍ）

水位情報の種類	川浦川（加治田）	詰田川（羽生橋）
避難判断参考水位	－１．２２ｍ	－０．８７ｍ

（３）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や町民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル４に相当する。

なお、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、次の点に留意する。

ア　それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

イ　技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としない。

（４）火災警報

火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、可茂消防事務組合管理者が火災警報を発するとともにその徹底と火災予防上の措置をとるものとする。

４　警報等の伝達体制

（１）伝達の手段

関係機関や町民へ確実に伝達できるよう、伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。

なお、伝達の手段は、次のとおりとなる。

ア　防災行政無線（岐阜県・富加町）※J－ＡＬＥＲＴを含む

イ　とみかメール、ＬＩＮＥ、エリアメール

ウ　富加町公式Ｆａｃｅｂｏｏｋ、ホームページ

エ　テレビ、ラジオ、一般電話、携帯電話、ＦＡＸ

オ　広報車、戸別訪問

（2）伝達の系統

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。

県は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの　関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、町民の自発的な避難判断等を促すものとする。

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル（配色）	行動を促す情報（避難情報等）	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル５（黒）	緊急安全確保	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・危険度分布（災害切迫）	・大雨特別警報（土砂災害） ・危険度分布（災害切迫）
警戒レベル４（紫）	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（危険）	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（危険）
警戒レベル３（赤）	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（警戒）
警戒レベル２（黄）	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（注意）
警戒レベル１（白）	早期注意情報 （警報級の可能性）			

町、放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに町民等に伝達するものとする。岐阜地方気象台は、県内で最初に警戒レベル５に相当する「災害切迫」の格子が出現する状況に達する場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

町は、土砂災害警戒情報や特別警報など人的又は住家被害が発生するおそれがある災害警戒情報については、迅速に公表し、被害の最小化を目指す。特に、特別警報については町民への周知が義務化されていることから、防災行政無線等を用い確実に広報を実施する。

県は、岐阜地方気象台から特別警報に準ずる気象現象が発生した旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに町に伝達するものとする。

（３）伝達の体制

次のとおりに示す経路によって、迅速・的確に伝達するものとする。

大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに町民等に伝達するものとする。

○気象警報等

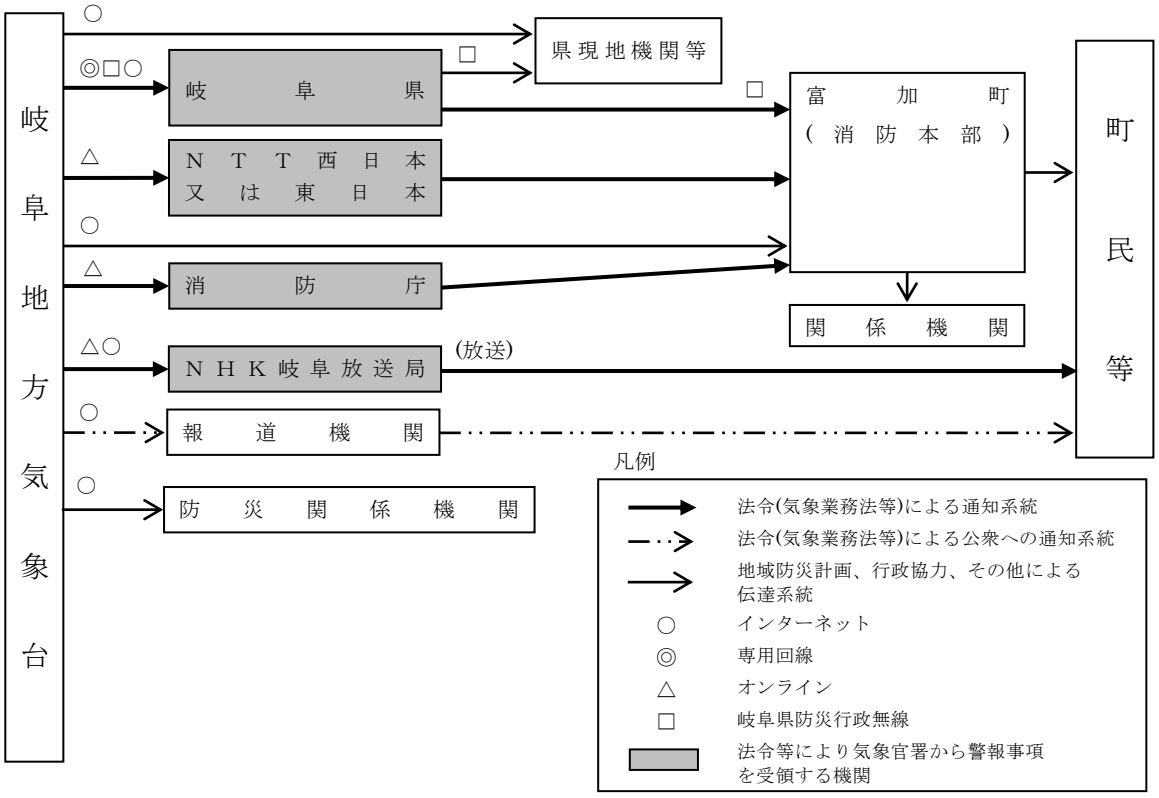

（注）１　町民への伝達は、防災行政無線（同報系）、とみかメール、ＬＩＮＥ、エリアメール等を利用する。

※　通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話 FAX 等により伝達する。代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

○J－ＡＬＥＲＴでの伝達経路

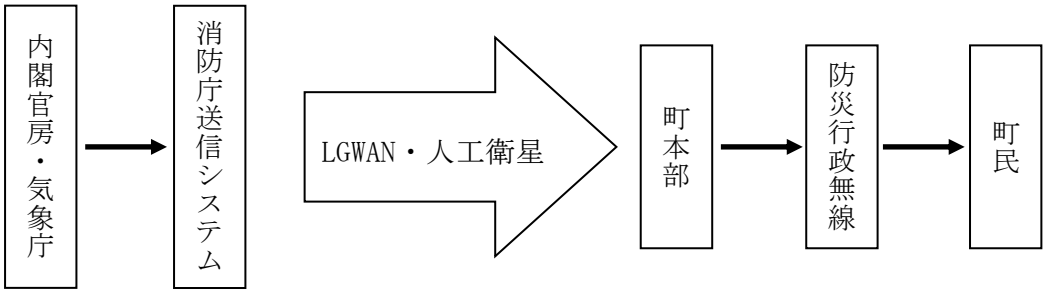

（注）J－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）は、大災害や武力攻撃等の危険情報を町民へ短時間で伝えるシステム。

５　伝達の担当者

気象警報等（火災警報を除く）を承知し、その伝達又は周知徹底の必要があるときは、次の区分により、伝達徹底を図るものとする。

（１）伝達の担当等

気象警報等の伝達で、開庁時は総務部が担当するものとする。但し、対策等の指示及び伝達等を必要とする場合は、各部で気象警報等及び対策指示等にあわせて伝達するものとする。

（２）閉庁時における伝達

閉庁時（休日または夜間）の伝達は日直者、警備員が担当する。また、警報当番者や気象警報時の種類、内容等に応じて、関係部職員へ伝達を行うものとする。

（３）町民等への伝達

町本部（又は日直者、警備員）で掌握した気象警報等で町民等へ周知する必要があるときは、防災行政無線（同報系）にて伝達を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

防災行政無線（同報系）が使用できないときは、とみかメールやエリアメール、広報車により、徹底を図るものとする。

６　雨量観測による気象状況の把握

庁舎に設置されている雨量計及び管内の雨量観測実施機関の協力を得て、管内の雨量状況の把握に努め、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び町民の避難等必要な対策をとるとともに必要に応じて県に連絡するものとする。

第９節　災害情報等の収集・伝達

１　方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（速報）及び収集、伝達体制を確立する。但し、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

２　実施責任者

町	各部
県	各部局、教育委員会

３　情報の収集・連絡手段

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

（１）情報の収集

所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。また、関係行政機関、関係地方公共団体等に対して、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

（２）情報の連絡手段

平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

（３）情報の連絡手段

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

（４）情報の連絡手段

県被害情報集約システム、県防災情報通信システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ）、衛星通信等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとする。

４　被害状況の調査責任者

被害状況の調査は、次に掲げる部において関係の機関及び団体の応援を得て実施するものとする。但し、被害の調査に技術を要する場合あるいは被害が甚大で調査が不可能なときは、県本部に連絡し、関係機関等の応援を求めて行うものとする。

被害区分	調査実施部	協力応援機関等
住家等一般被害	住　民　部	自治会長、民生委員児童委員、 自主防災組織
社会福祉施設被害	福祉保健部	自治会長、民生委員児童委員、 社会福祉協議会
医療衛生施設被害	福祉保健部 建　設　部	医療機関
商工及び観光施設等被害	産業環境部	商工会
農林業関係等被害	産業環境部	ＪＡ・農事改良組合、森林組合
土木関係被害	建　設　部	自治会長、建設業協会
教育関係被害	教　育　部	小中学校
町有財産被害	総　部　部	
消防関係情報	総　務　部	可茂消防事務組合、消防団
水防情報	建　設　部	
総合被害	企　画　部	

５　報告事項及び報告様式

報　告　事　項	報　告　様　式
住家等の一般被害状況の調査、報告	・住家等一般被害状況等報告書（様式 20 号） ・住家等一般被害調査表（様式第 21 号）
社会福祉施設被害状況の調査、報告	・社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書（様式 22 号） ・社会福祉施設等被害調査表（様式 23 号）
医療、衛生施設被害状況の調査、報告	・医療衛生施設被害状況等報告書（様式24号） ・医療、衛生施設被害状況報告書（概況、中間、確定）（様式25号）
水道施設被害状況の調査、報告	・医療、衛生施設被害状況報告書（水道施設）（様式26号）
商工業関係被害状況の調査、報告	・商工業関係被害状況等報告書（様式 27 号）
観光施設被害状況の調査、報告	・観光施設被害状況等報告書（様式 28 号）
農業関係被害状況の調査、報告	・農業関係被害状況報告（概況、中間、確定）（様式29号） ・農作物（耕地）被害状況報告書（概況、中間、確定）

	（様式30号） ・畜産関係被害状況報告書（概況、中間、確定）（様式31号） ・農作物（農産）被害状況報告書（概況、中間、確定）（様式 32 号）
林業関係被害状況の調査、報告	・林業関係被害状況等報告書（様式33号） ・林道施設被害報告書（概況、中間、確定）（様式34号） ・苗木施設被害状況報告書（概況、中間、確定）（様式35号） ・苗木被害報告書（概況、中間、確定（様式36号） ・林産物被害状況報告書（概況、中間、確定）（様式37号） ・林野火災被害状況報告書（概況、中間、確定）（様式38号） ・林産物等被害状況報告書（概況、中間、確定）（様式39号）
土木施設被害状況の調査、報告 都市施設被害状況の調査、報告	・土木施設被害状況報告書（様式40号） ・都市施設被害状況報告書（様式41号）
教育関係被害状況の調査、報告	・教育・文化関係被害状況等報告書（様式42号）
町有財産被害状況の調査、報告	・町有財産被害状況等報告書（様式43号） ・町有財産被害調査表（様式44号）

６　報告の区分

種別区分	調査報告事項	報告時限・報告様式
災害概況速報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 （様式 45 号）
被害状況速報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時 （様式 46 号）
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね確定した時 （様式 47 号）
確定(詳細)調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した後 20 日以内 （様式 48 号）

７　報告の留意事項

被害状況の報告については、次の事項に留意すること。

（１）即時報告(災害速報)

「火災・災害等即報要領」第３直接即報基準に該当する火災、災害等を覚知したときは、

県への第一報に加え、直接消防庁に対しても、原則として３０分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対して行う。また、消防機関への１１９番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。さらに震度６弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。

（２）概況報告

本調査報告は、災害に伴う応急対策の計画及び実施の基礎となるため、速やかにその概要を的確に調査し報告するものとする。

（３）中間（変動）報告

本調査報告は、被害の変動に伴う応急対策の計画変更等の基礎となるため、変動あるいは判明の都度速やかに調査し報告するものとする。

（４）確定（詳細）報告

本調査報告は、災害応急対策、災害復旧の基礎となるものであり、かつ、各種経費の費用負担を決定する場合もあるので正確な被害調査、報告を要する。なお、本調査に当たって、応急対策の計画で定める調査報告事項と併せて行う等、できる限り正確を期するものとする。

（５）電話報告と文書報告との関係

本計画による報告は、通常、電話報告することになるが、確定報告及び特に県本部が指示する事項については、文書によって重ねて報告するものとする。

（６）情報発受記録の整備

情報の発受信に当たっては、発受信両機関とも記録を整備し保管する。

８　被害状況等の調査・報告

（１）各部は被害状況等の取りまとめを行い、本部連絡員室に提出する。

（２）本部連絡員室は、提出された被害状況等を集計し県本部又は県支部各班へ報告する。なお、県本部又は県支部に報告できない場合にあっては、直接消防庁その他報告の必要がある行政機関に報告するものとする。また、県及び町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部を含む防災関係への共有を図るものとする。

（３）本部連絡員室が設置されていない場合は、企画部が各部の取りまとめた被害状況等を集計し、県支部に報告するものとする。

９　被害調査報告の優先順位

調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定ではないが、人的被害（行方不明者の数を含む）と直接つながる被害（住家等一般被害状況の調査、報告）を優先して行うものとする。

10　住家等一般被害の調査・報告（住民部）

住家・人的被害等を掌握し、災害救助法その他による応急救助等実施の基礎資料とするための必要な事項を調査・報告する。

（１）調査・報告の系統

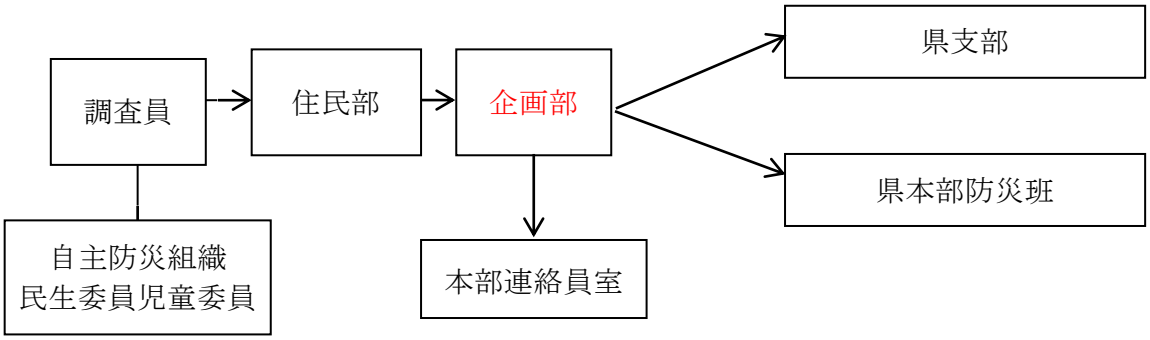

（２）調査、報告事項及び様式

ア　「住家等一般被害状況等報告書」（様式 20 号）に定める事項については、「住家等一般被害調査表」（様式 21 号）にて調査、報告するものとする。

イ　概況調査のうち水害による浸水の調査等において、個々についての調査が不可能な場合は、浸水地域（地区等）の世帯数、面積、水深の状態等を考慮の上、当該地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、また、被災人員についても当該地域の平均世帯人員等により計算する方法もやむを得ないものとする。

ウ　詳細（確定）調査にあたっては、「住家等一般被害調査表」（様式 21 号）にて世帯別に調査し、これを住民部において集計して確定被害とする。なお、調査にあたっては現地調査のみによることなく、住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し正確を期すものとする。

エ　人的被害のある場合は、警察、消防本部等との協力により、死者、行方不明者、負傷者の住所、氏名、人数の確認にあたるものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明にした場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡をするものとする。

オ　住民部で調査が困難な場合又は、公営住宅及び町有建物の被害調査については、建設部及び総務部等と連携して行うものとする。

（３）被害状況判定の基準等

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分は、おおむね次の基準による。

被害等区分	判　　定　　基　　準
死　　者	死体が確認された者又は死亡したことが確実な者
行方不明	１　所在不明となり死亡した疑いのある者 ２　家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重　　傷	１ヵ月以上の治療を要する見込みの者
軽　　傷	１ヵ月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全　　失 （全壊 全焼 全流失）	１　損失部分の床面積がその建物の延面積の 70%以上に達した程度のもの ２　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの ３　被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半　　失 （半壊、半焼）	１　損失部分の床面積がその建物の延面積の 20%以上 70%未満のもの ２　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの ３　被害住家の残存部分を補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
床上浸水	床上に浸水した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓硝子を数枚破損した程度の軽微な被害は認めない。）
住　　家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
１　　棟	「棟」とは、１つの独立した建物をいう。なお主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて１棟とするが、２つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は２棟とする。
１　　戸	主家として居住するに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世　　帯	生計を一つにしている実際の生活単位（寄宿舎、下宿等で共同生活を営んでいるものについてはその寄宿舎等を一世帯とする。）

（注）１．同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。
①全失　②半失　③床上浸水　④床下浸水　⑤一部破損

２．破壊消防等による全壊、半壊は、本表の区分に従って災害による被害として扱う。

３．住家の付属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する。(比率が小さければ住宅の一部破損とする。)

４．死体の調査計上は、罹災市町村において行う。但し、死体が漂着した場合で、罹災地

が明確でない場合にあっては、その者の罹災地が確定するまでの間は、死体の保存（処置）市町村の被害として計上する。

５．非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上するものとする。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調べにおいて調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて、重複計上するものである。

（４）被災者生活再建支援法による被害状況認定基準

被害状況の認定は、「災害の被害認定基準について（令和３年６月２４日付府政防第６７０号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成２１年６月付内閣府（防災担当））」により行うものとする。本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）の６区分とする。

被害の程度	判　　定　　基　　準
住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
半　　壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上30%未満のものとする。

準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

（注）１．「住家被害戸数」については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
２．「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
３．「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
４．「構造耐力上主要な部分」とは、住家の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（はり、けた、その他これらに類するもの））等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

11　社会福祉施設被害の調査・報告（福祉保健部）

社会福祉施設の被害状況を把握し、収容者の保護と施設応急対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告するものとする。

（１）調査・報告の系統

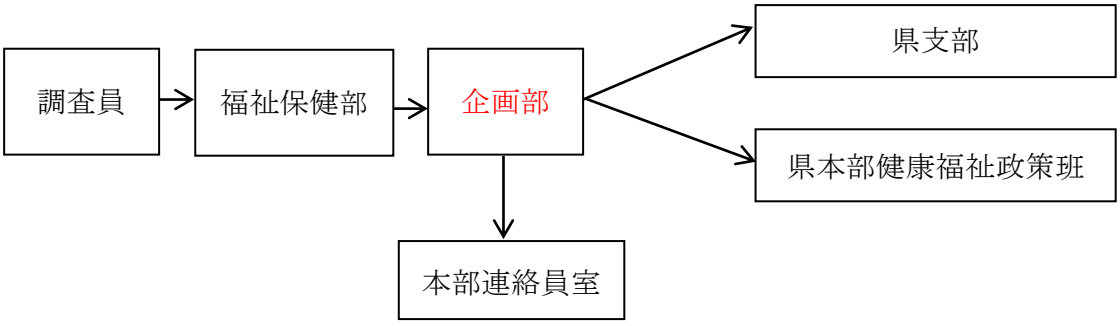

（２）調査、報告事項及び様式

「社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書」（様式22号）に定める事項について調査、報告するものとする。

（３）被害程度の判定の基準

建物の全失、半失、浸水等の被害区分は、本節10「（３）被害状況判定の基準等」による。

（４）調査、報告の方法

ア　建物及び人的被害は、ともに「住家等一般被害状況等報告書」（様式 20 号）と重複計上されるため、調査、報告、集計に当たっては留意して取り扱うものとする。

イ　確定報告を文書によって行うときは、「社会福祉施設等被害調査表」（様式 23 号）を添えて提出するものとする。

（５）報告書記載作成の方法

ア　各施設責任者は報告書を作成し、福祉保健部に報告する。

イ　報告にあたっては、施設名称、被害室名及び収容者の措置並びに今後の対策等を備考欄に記載するものとする。

12　医療、衛生施設被害の調査・報告（福祉保健部・建設部）

医療、衛生施設の災害による被害の状況を掌握し、医療、衛生対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告するものとする。

（１）調査、報告の系統

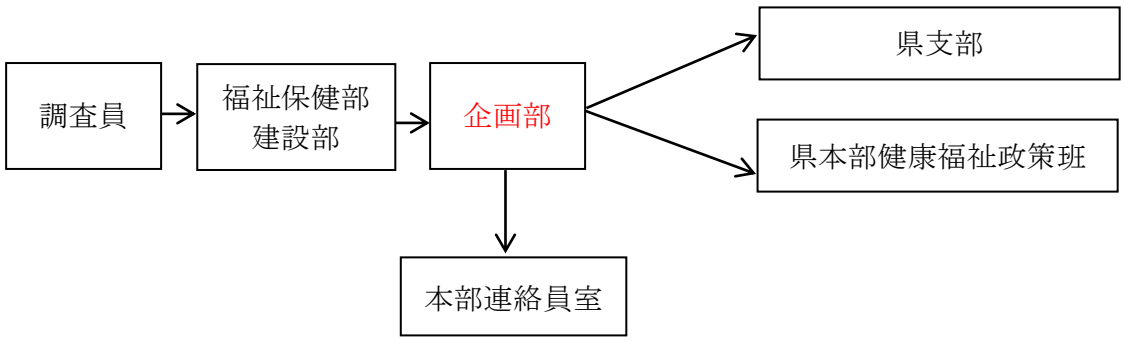

（２）調査、報告事項様式

「医療衛生施設被害状況等報告書」（様式24号）に定める事項について調査、報告する。なお、水道施設については、「医療、衛生施設被害状況報告書（水道施設）」（様式26号）に定める事項について、調査、報告するものとする。

（３）医療、衛生施設の範囲

調査は、公営、民間経営すべてについて計上するものとする。

（４）調査、報告の方法

施設の調査にあたっては「医療、衛生施設被害状況報告書（概要・中間・確定）」（様式25号）にて行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出するものとする。

（５）被害状況

被害状況のうち、建物については「住家等一般被害状況等報告書」（様式20号）と重複計上されるので、調査、報告、集計にあたっては留意して取扱う。但し、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみ計上するものとする。

13　商工及び観光施設等被害の調査、報告（産業環境部）

商工及び観光施設の災害による被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告するものとする。

（１）調査、報告の系統

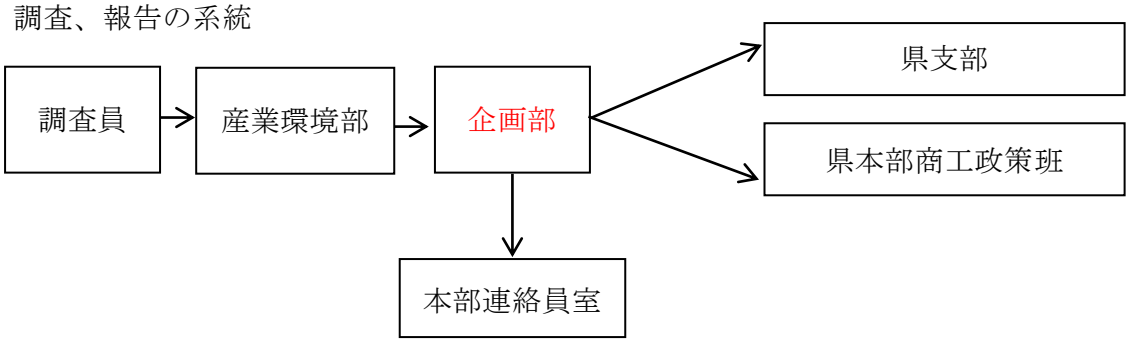

（２）調査、報告事項及び様式

「商工業関係被害状況等報告書」（様式27号）及び「観光施設被害状況等報告書」（様式28号）に定める各事項について調査、報告するほか、浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査するものとする。

（３）調査の基準（商工業関係）

ア　建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数を計上せず件数と被害額のみを計上とするものとする。

イ　建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は、（ ）外書として計上する。

ウ　建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上するものとする。

エ　共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協同組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、協同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上するものとする。

オ　間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価格の減少額等を計上するものとする。

カ　被害形状に当たっては、農林被害との関係に留意し重複、脱ろうの防止に努めるものとする。（例：材木、農産加工品製造品等）

（４）調査の基準（観光施設関係）

ア　区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場等、観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入するものとする。

イ　建物、施設欄のうち、建物被害は、一部破損以上の被害建物を計上するものとする。

ウ　浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分し調査するものとする。

エ　本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書」（様式 20 号）の非住家と重複計上されるものとする。

14　農林業関係等被害の調査、報告（産業環境部）

農林業関係の被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告するものとする。

（１）調査、報告の系統

被害状況の調査は、産業環境部において行う。但し、実際の調査にあたっては、県支部農林班、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、森林組合と協力し、又は協力を得て行う。なお、特に農作物の被害調査は、県支部農林班員の立合応援を求めて、統一した的確な被害の把握に努める。

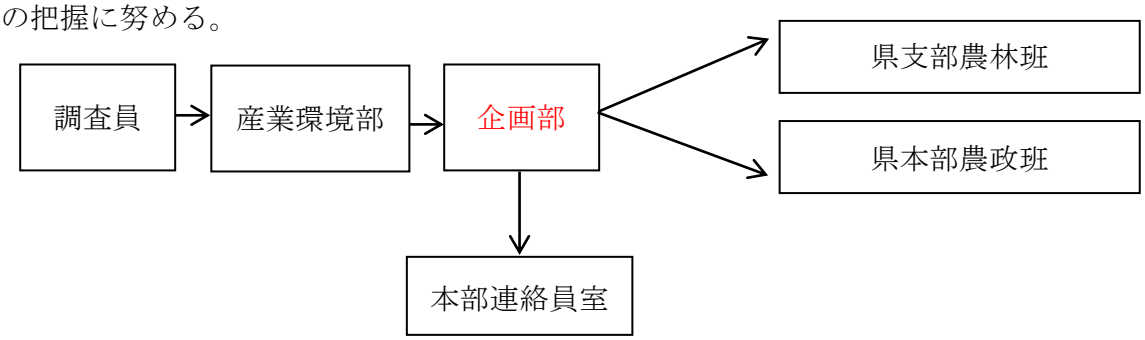

（２）調査、報告事項及び様式

農改、農産、畜産、水産、耕地関係に区分し、農業関係については（様式29号～32号）、林業関係については（様式33号～39号）の定める事項を調査、報告するものとする。

（３）報告期限

ア　概要報告は、災害発生３日以内

イ　中間報告は、災害発生９日以内

ウ　確定報告は、災害終息後１５日以内

（４）調査の基準等

ア　農地等の被害区分は、流失 その筆の耕地の厚さの１割以上が流失した状態のものをいう。

イ　埋没は、土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。

ウ　農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上するものとする。

エ　冠水 作物の先端が見えなくなる程度に水がつかったものをいう。

15　土木関係被害の調査、報告（建設部）

土木施設等の被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告するものとする。

（１）調査、報告の系統

調査は、建設部が県本部建設班又は県支部土木班の協力を得て行い、報告は次の系統により行うものとする。

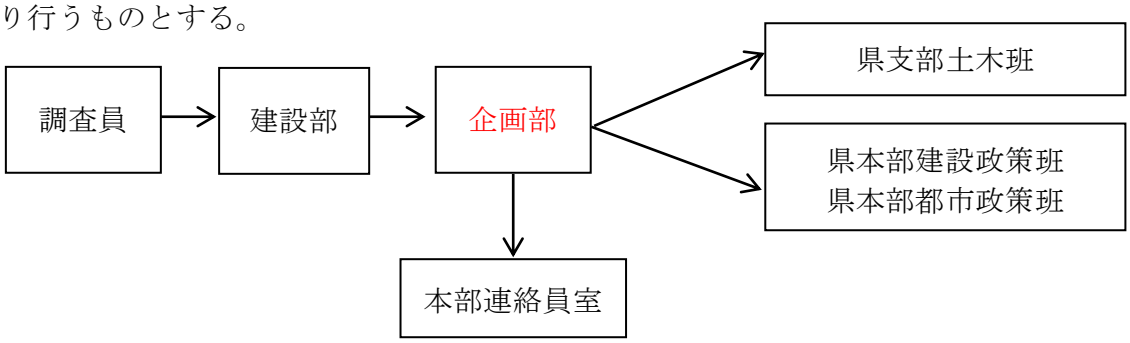

（２）調査、報告の範囲

土木関係全般について行う。但し、土木施設のうち国の直轄施設の被害は参考的に調査、報告するものとする。

（３）調査、報告事項及び様式

土木施設被害状況報告書（様式40号）・都市施設被害状況報告書（様式41号）に定める事項について調査報告する。国の直轄施設については該当欄に（　）外書する。

16　教育関係被害の調査、報告（教育部・保育部）

教育関係の被害状況を掌握し、施設の応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告するものとする。

（１）調査、報告の系統

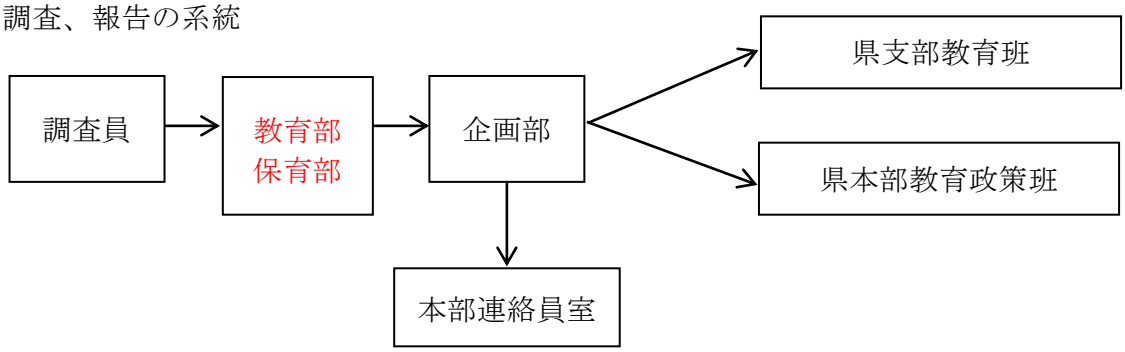

（２）調査、報告事項及び様式

「教育・文化関係被害状況等報告書」（様式42号）に定める各事項について、調査、報告するものとする。

（３）被害程度判定の基準

被害程度の区分の判定は、おおむね次の基準によるものとする。

ア　全壊、全焼、流失とは、建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

イ　半壊、半焼とは、建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。なお、当該建物が復旧してもその安全度保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

ウ　一部破損とは、建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害をうけた建物の状態をいう。

（４）用途別区分基準

ア　当該学校の使用に供されている建物とは、教員住宅を除き、それ以外の建物に付属する建築設備及び付帯設備をいう。

イ　建物以外の工作物とは、土地に固着している建物以外の工作物をいう。

ウ　土地とは、学校敷地、運動場等の校地及び校地造成施設（校地造成施設とは、崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、砂場、造園工作物（樹木は除く。）

エ　設備とは、校具、教材、教具、机いす等の物品、例えば、生徒用及び教師用の机、いす、書棚、楽器、図書、視聴覚教具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等をいう。

（５）報告書記載作成の方法

ア　区分欄は、こども園・小学校・中学校・公民館・体育施設等に区分する。

イ　文化財に被害があったときは、「その他」欄に文化財の名称又は件数、被害額を記載し報告するものとする。

ウ　建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上する。したがって、要補修以上の被害がある建物は、重複して計上されるものとする。

17　町有財産被害の調査、報告（総務部）

町有財産等の被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告するものとする。

（１）調査、報告の系統

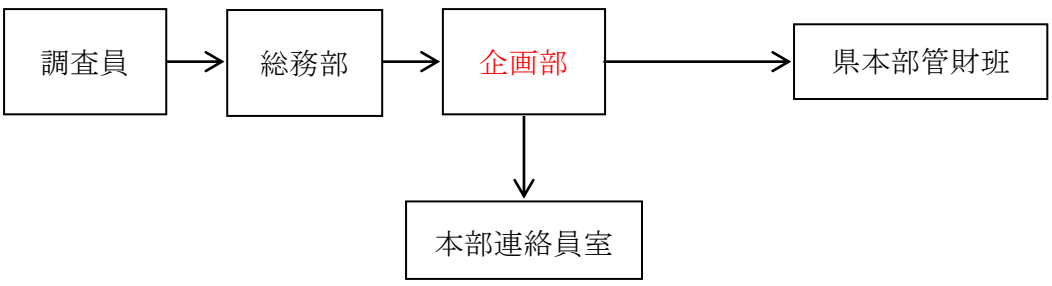

（２）調査施設の範囲

町有財産（物品を含む）の他、借用財産（無籍建物等を含む）にあっても、その復旧等が町の責任において実施しなければならないものを含めるものとする。なお、社会福祉施設や教育施設についての調査報告は、それぞれの施設被害状況調査によるが町本部各部の町有財産被害の集計に当たっては、（　）外書きする。

（３）調査、報告事項及び様式

「町有財産被害状況等報告書」（様式43号）にて、調査、報告するものとする。

（４）調査、報告の基準

ア　建物の被害区分は、「住家等一般被害状況等報告書」（様式 20 号）の判定基準による。

イ　その他欄の被害件数は、次の例示にならって計上するものとする。

ウ　給食施設と給水施設の被害があったときは２件

エ　自転車２台と更紙２，０００枚の被害は３件（備品については１点１件とし、消耗品については１品種１件とする。）

（５）調査、報告の方法

ア　調査にあたっては、「町有財産被害調査表」（様式 44 号）により施設別に調査作成し、これを集計する。なお、上記調査表は「町有財産被害状況等報告書」（様式 43 号）において被害確定報告を文書によって行うときに添えて提出するものとする。

イ　本被害のうち、建物については「住家等一般被害状況等報告書」（様式 20 号）の住家（公舎等）及び非住家その他と重複計上されるものとする。

18　消防関係情報の調査、報告（総務部）

火災による被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告するものとする。

（１）調査、報告の系統

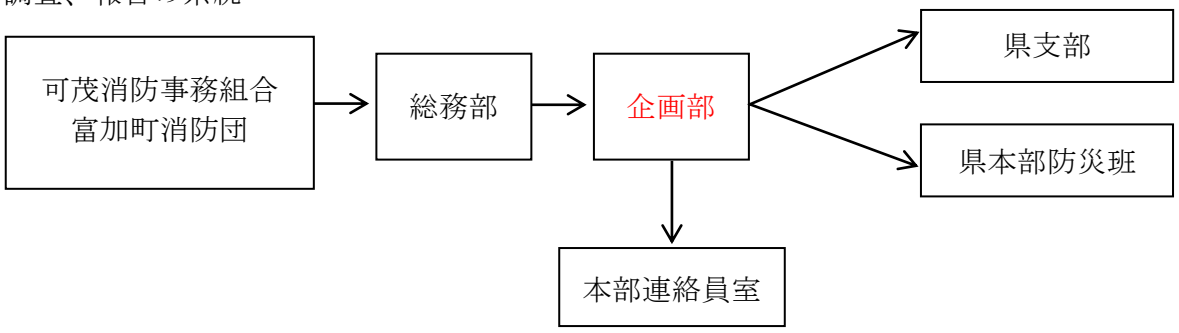

（２）調査、報告の基準

「火災・災害等即報要領」に定めるところにより、調査、報告する。

（３）水防活動状況等の調査報告

洪水にあたって堤防等の危険な状態を把握し、水防活動その他応急対策等の資料とするため、必要な事項を調査報告するものとする。

19　水防情報の通報（建設部）

洪水にあたって堤防等の危険な状態を掌握するとともに、水防活動その他応急対策実施上の資料として必要な事項を収集するものとする。

（１）雨量の通報

相当降雨量があったと認められるときは、岐阜県水防計画に定めるところにより、建設部は、雨量の通報を行うものとする。

（２）水位の通報

建設部が洪水の恐れがあることを察知し、又は洪水予報の通知を受けた時は、岐阜県水防計画に定めるところにより、水位の変動について通報する。なお、通報事項は、観測場所・日時、水位とする。

（３）その他の通報

建設部は、消防機関等が出動して河川の巡視警戒あるいは水防作業等を行ったときは、出動人員等の状況について県支部を経て県本部建設班に報告するものとする。また、他の機関の応援を求めた時、又は自衛隊の出動を要請しようとするときは、県支部を経て県本部建設班に通報または要請、報告をするものとする。

20　総合被害の集計、通報（企画部）

総合被害の状況は、次の方法によってとりまとめ、町本部における災害応急対策の資料とするほか、関係の各機関及び町民に徹底するものとする。

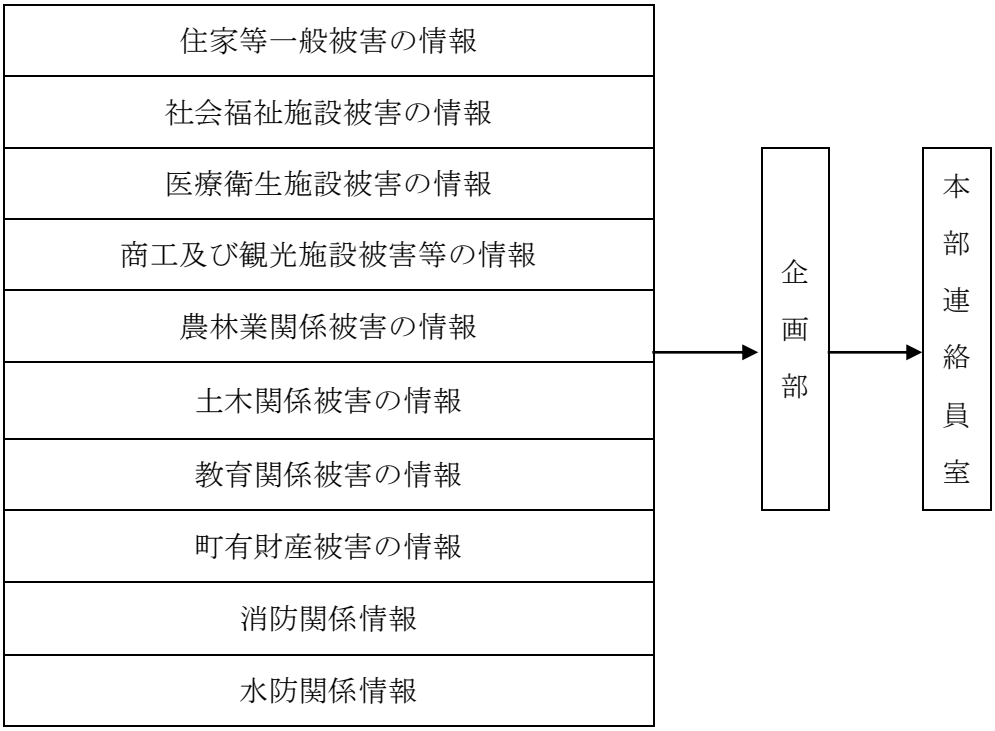

（１）被害の集計

町本部における被害の集計は、企画部において本節「６報告の区分」にある被害状況速報（様式46号）、中間調査報告（様式47号）、確定（詳細）調査報告（様式48号）に定める事項に分類して集計を行うものとする。

（２）被害の通報

総合被害をとりまとめたとき企画部は、次の各機関に通報するものとする。なお、町民等に対する広報は、本章第10節「災害広報」を準用する。

21　安否情報の提供及び被災者台帳関連事項について

被災者台帳情報提供の提示等については、企画部において国の定めた様式例により各事項についての確認を実施する。

第 10 節　災害広報

1　方針

町民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。

2　実施責任者

町	総務部、企画部
県	秘書広報部門、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、観光国際部、県警察、清流の国推進部

3　情報の収集及び広報担当

町本部における被害状況その他の災害情報の広報は、企画部が担当する。但し、被害状況等災害情報の収集のうち本章第９節「災害情報等の収集・伝達」に定める事項については、とりまとめを総務部が行い、これに基づいて企画部が広報するものとする。本章第９節「災害情報等の収集・伝達」に定める事項以外の災害情報の収集は、次の要領により収集するものとする。

（１）企画班の班員を現場に派遣して災害現場写真を撮影するものとする。

（２）企画班員以外の班員が撮影した写真の収集を行うものとする。

（３）その他現場における資料の収集を行うものとする。

4　災害広報の実施

災害発生後速やかに広報部門を設置し、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

（１）広報手段

情報伝達に当たって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線（同報系）（戸別受信機を含む。）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示板、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、町ホームページ、町公式Ｆａｃｅｂｏｏｋ、とみかメール、ＬＩＮＥ、エリアメール等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

（２）広報の内容

地震災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、避難情報等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他町民生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細かな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

（３）被災者等への広報の配慮

文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやす

い情報伝達に努めるものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

５　情報の提供及び報道の要請

町は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請するものとする。報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力するものとする。報道機関に対しては、次の事項を発表するものとする。

（１）災害の種別及び発生年月日、発生場所
（２）被害調査及び発表の時限
（３）被害状況
（４）災害救助法適用の有無
（５）町本部等における応急対策の状況

６　デマ等の発生防止対策

デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をするものとする。

７　町民の安否情報

被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

８　総合的な情報提供・相談窓口の設置

町民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置するものとする。

第 11 節　消防・救急・救助活動

１　方針

災害発生に伴う火災から町民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

２　実施責任者

町	総務部、消防部
県	危機管理部、健康福祉部

３　出火、延焼の防止

（１）出火等の防止

出火等を防止するため町民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。自主防災組織及び事業所等はこれに協力して、出火等の防止に万全を期するものとする。

（２）延焼の防止（火災防ぎょ）

火災の状況が町の消防力を上回る場合には、岐阜県広域消防相互応援協定や、その他関係協定により、消防相互応援要請を行うものとする。

４　火災気象通報の取り扱い

消防法第２２条第１項の規定により、気象機関から通報される火災気象通報は、次のとおり取り扱うものとする。

（１）気象の条件及び通報

火災気象通報は、気象の状況が火災の予防上危険であるとき、具体的には次の条件に該当する場合に岐阜地方気象台から通報される。

ア　実効湿度が６０％以下で、最小湿度が４０％以下になる見込みのとき。

イ　平均風速１０ｍ／ｓ以上の風が１時間以上継続して吹く見込みのとき。但し、降雨、降雪中は通報しないこともある。

（２）火災警報の発令

火災警報の発令は、可茂消防事務組合管理者が、火災予防上危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかであるときに発令する。

ア　実効湿度６０％以下最小湿度３０％以下であるとき。

イ　実効湿度６５％以下最小湿度３５％以下でかつ現に風速７ｍ以上であり又は風速７ｍ以上になると予想されるとき。

ウ　現に風速１０ｍ以上又は風速１０ｍ以上になると予想されるとき。

（注）降雨若しくは降雪のときは、火災警報は発令しない。但し、台風時はこの限りでない。

（３）火災警報の解除

発令した火災警報は、降雨、降雪があったとき等発令基準に適合しないようになった場合に解除される。

（４）火災警報の伝達及び周知徹底

火災警報の伝達及び町民に対する周知徹底は、次の方法で行うものとする。

ア　火災警報時のサイレン信号の吹鳴

イ　防災行政無線（同報系）による周知

ウ　消防車等による広報

○火災警報時のサイレン信号

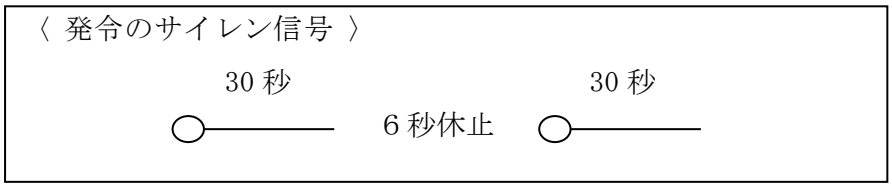

５　消防団出動計画

消防団は、町内で火災その他の非常災害の発生した場合に出動し、可茂消防事務組合中消防署富加出張所と緊密な連絡をとりつつ、業務に従事する他、次のとおり行うものとする。

（１）火災以外の災害における出動は、それぞれの計画に定める以外は、消防団長の命令により出動するものとする。

（２）現地本部を設置したときは、出動班ごとに伝令員を差し出すものとする。

（３）鎮火後の警備は、その都度消防団長が指示するものとする。消防活動終了後、分団長は活動内容、人員機械器具の異常の有無等を速やかに団長に報告するものとする。

６　消防団員の招集

火災等が発生した場合は、次により招集するものとする。

（１）招集は、防災行政無線（同報系）のサイレンの吹鳴又は、消防団Ｅメール、可茂消防災害情報テレフォンサービスにて招集するものとする。

（２）団員の集合場所は、特に指定するもののほか、各所属の消防詰所とする。

（３）出動した団員は所属班長に申告し、班長は現場本部に報告するものとする。

（４）近火（招集）によるサイレン信号は、次のとおりとする。

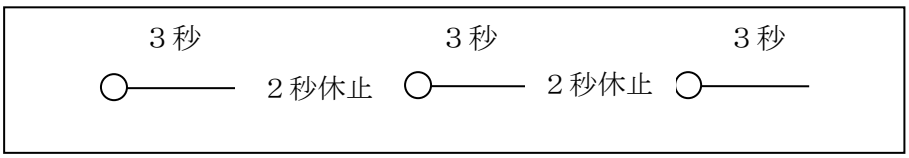

７　火災発生の報告

火災が発生したときの被害状況その他の調査、報告は、本章第９節「災害情報等の収集・伝達」によるものとする。

８　警戒出動

消防団が災害以外に警戒出動する場合は、特に計画するものの他、次のとおり行う。

（１）火災警報下の警戒

ア　降雨降雪を伴わず、平均風速１０ｍ以上の風が１時間以上にわたって吹くと予想されるときは、団長の指示により常時出動ができるよう待機するものとする。

イ　上記以外のときは、通常の勤務につき待機するものとする。

（２）警戒活動

ア　年末警戒

１２月２６日から３０日までの毎夜、夜警詰所に団員及び自警団員が常駐し、管轄内を巡回して警戒するものとする。

イ　その他の警戒活動

祭礼、イベント等、公衆の多数集合する場合等で警戒活動を実施する必要があるときは、その都度実情に即して実施する。

９　警察機関との協議

（１）災害時における応急対策実施のため消防機関と警察機関等の連絡あるいは調整の必要がある対策については、両機関相互に連絡協議して行うものとする。

（２）特別警戒実施計画は、消防機関と警察機関の協議により定めるものとする。但し、次に定める事項については、必ず警察機関と協議するものとする。

ア　犯罪のおそれや交通に支障がある事項

イ　火災鎮火後の処理

ウ　火災発生原因の調査に関する事項

10　断減水時の活動

自然水利等を巡回点検し、水利確保に努めるとともに、中継等による防御又は水利の統制を行うものとする。また、防災行政無線や消防車等により、広報を実施するものとする。

11　負傷者等の救出及び救急活動

消防団や町民等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力するものとする。

12　活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第 12 節　水防活動

１　方針

洪水等による水災を警戒し、及びこれによる被害を軽減するため、町内における水防に関する応急対策は、他の計画に定めるもののほか、次によるものとする。

２　実施責任者

町	総務部、建設部、消防部
県	県土整備部、都市建築部

３　警報等の取扱い

建設部は、総務部から水防上の警報、注意報を受信したときは、速やかに建設班員の待機、水防資器材の確保等必要な措置を講じなければならない。町民に周知徹底の必要があると認めるときは、本章第８節「警報・注意報・情報等の受理伝達」で定める方法等により、周知徹底を図るものとする。

４　配備計画

水防に関する配備体制は、おおむね次によるものとする。

配備区分	配備基準 【下之保観測所】	出動	
		行　動	配備職員
警戒配備	水防団待機水位 （通報水位）	雨量計に注視	日直者、警備員のみ
巡視配備	氾濫注意水位 （警戒水位）	雨量計に注視、河川、危険地域等の巡視点検等の巡視点検	警戒第２体制（災害警戒本部を設置）
非常配備	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）	雨量計に注視、河川、危険地域等の巡視点検	非常体制（災害対策本部を設置）

５　水防活動

（１）水防団等の出動

当町では、消防団が水防活動を行う水防団を兼任するものとする。

建設部は気象注意報、洪水予報又は水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったときは、町本部長に報告し、総務部から消防団長に消防団の出動を要請し、水防体制に万全を期すものとする。

（２）監視及び警戒

氾濫注意水位（警戒水位）が発令された時から、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡するものとする。なお、巡回時において特に留意しなければならない点は、次のとおりである。

ア　裏法の漏水又は飽水、水当たりの強い場所の亀裂または欠け崩れ
イ　天端の亀裂又は波下
ウ　堤防の溢水状況
エ　樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の締り具合

（3）ため池、水門、こう門等の操作

ため池、水門、こう門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作に万全を期するものとする。

（4）湛水排除

河川の決壊等により湛水した場合は湛水排除を実施するほか、排水ポンプにより排水作業を実施する等、応急措置を施すものとする。

6　水防信号

種　　別	警　鐘　信　号	サイレン信号
警戒水位到達信号	○　休止　○　休止　○　休止	5秒　　5秒 ○――― 15秒休止○―――
消防団出動信号	（3点信号） ○―○―○　　○―○―○	5秒　　5秒 ○――― 6秒休止○―――
区域内住民出動信号	（4点信号） ○―○―○―○　　○―○―○―○	10秒　　10秒 ○――― 5秒休止○―――
避難立退信号	（乱打） ○―○―○―○―○	60秒　　60秒 ○――― 5秒休止○―――

7　現場本部の設置

消防団長は、必要に応じて水防現場に現場本部を設置することができる。現場本部の責任者は、消防団長が決定する。なお、責任者は町本部と密接な連絡をとり、水防作業の迅速、的確な命令、指示、伝達の徹底に努め、水防活動の効果を最大限に発揮できるよう努めなければな

らない。

８　決壊等の通報及び決壊後の処理

消防団長は、堤防その他の施設が決壊したときは、その旨を町本部に報告し、水防管理者等は直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に報告する。また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

９　避難指示の発令

消防団長は、洪水等により町民の生命が危険と認められる時は、町本部にその旨報告し、町本部は避難が必要と認められる地域に対して伝達するものとする。

10　水防活動終了時の報告

消防団長は水防活動が完了した時に、「水防実施状況報告書」（様式49号）と「使用資器材費内訳」（様式50号）を作成して、建設部に報告するものとする。

第13節　県防災ヘリコプターの活用

１　方針

災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

２　実施責任者

町	総務部、企画部
県	危機管理部

３　出動要件

次の要件のいずれかに該当するとき、県防災ヘリコプターの出動による支援が行われる。

（１）災害の状況把握及び情報収集が必要な場合。
（２）被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合。
（３）町民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合。
（４）その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合。

４　支援要請

防災ヘリコプターの支援要請をする場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に対して、次の事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害の種類
（２）災害発生の日時、場所及び被害の状況
（３）災害発生現場の気象状態
（４）離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制
（５）災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
（６）その他必要事項

５　要請方法

（１）支援要請は、可茂消防事務組合消防長から岐阜県の防災航空担当へ電話及びファクシミリにより行うものとする。
（２）災害対策基本法第６８条に基づく物資及び負傷者等の搬送、災害情報収集等のために、県に対し出動要請を行うことができる。

第 14 節　孤立地域対策

1　方針

災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。このため、孤立が予想される地域における災害応急対策では、次の優先順位をもって当たるものとする。

（1）　被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
（2）　緊急物資等の輸送
（3）　道路の応急復旧による生活の確保

2　実施責任者

町	総務部、建設部、産業環境部
県	危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部

3　実施内容

（1）孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。災害発生時に、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

（2）救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。負傷者等の発生などの人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

（3）通信手段の確保

孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要があり、本章第７節「通信の確保」に定めるところによるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星携帯電話等の貸与により通信手段の確保を図るものとする。

（4）食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

（5）道路の応急復旧活動

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保するものとする。

（6）その他

上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第 15 節　災害救助法の適用

１　方針

災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和２２年法律１１８号）の適用を要請する。同法が適用され、県本部長から災害救助活動について委任を受けた場合又は災害が切迫し、県本部長による災害救助活動を待ついとまがない場合は、町本部長がこれを実施し、被災者の保護と秩序の安定を図る。

２　実施責任者

町	各部
県	危機管理部

３　災害救助法の内容

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を町長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、県及び町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。但し、町は一時繰替支弁することがある。また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助の必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものろする。

４　適用の基準

（１）適用被害基準

町地域内の被害が、次の各号の一に該当する災害時で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めるときに適用されるものとする。

ア　住家滅失世帯が４０世帯以上に達したとき。

イ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

（２）被害計算の方法等

ア　住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

イ　被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、あくまで世帯数で計算する。

ウ　飯場、下宿等の一時的寄宿世帯等は、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

エ　災害の種別は限定しない。したがって、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

５　救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置及び収容	７日以内	福祉保健部
炊出し及び食品の供給	７日以内	福祉保健部
飲料水の供給	７日以内	建設部
被服寝具及び生活必需品の給貸与	１０日以内	確保・輸送→県本部 割当・配分→福祉保健部
医　　療	１４日以内	医療班派遣→県本部、日赤支部 その他→福祉保健部
助産救助	分べんした日から７日以内	
学用品の給与	教科書１ヵ月以内 文房具及び通学用品 １５日以内	確保・輸送→県本部 割当・配分→教育部
救　　出	３日以内	住民部
埋　　葬	１０日以内	住民部
仮設住宅の建設	着工２０日以内	建設部
住宅応急修理	１ヵ月以内	建設部
遺体捜索	１０日以内	総務部・住民部
遺体処理	１０日以内	住民部
障害物除去	１０日以内	総務部・建設部

（注）１．救助法の実施は県本部長が法的責任者であるが、町本部の行う救助活動は、災害救助法第３０条第１項の規定による知事の町長に対する職権委任に基づくものである。また、町本部は、救助を実施し、または実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡するものとする。

２．実施期間は、災害発生の日からの期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従ってこの期間内に救助を終了（着工）するようにしなければならない。

６　災害救助実施状況の報告

本部連絡室は、それぞれの担当班からの報告に基づき、救助日報（様式51号）を作成し、毎日午前８時３０分までにその状況を県本部福祉政策班に報告する。

○救助種類別業務報告一覧

報告事項		報告様式		その都度報告	日報	期間指定報告
		様式No.	様式名称			
被害	概況報告	20	住家等一般被害状況等報告書	○		
	中間報告			○		
	確定報告					2日以内
避難所設置	開設報告	－	－	○		
	収容状況報告	51	救助日報		○	
	閉鎖報告	－	－	○		
仮設住宅	住宅対策報告	52	住宅総合災害対策報告書			5日以内
	入居該当世帯報告	53	応急仮設住宅入居該当世帯調			5日以内
	着工報告（市町村委託分）	51	救助日報		○	
	竣工報告（市町村委託分）	51	救助日報		○	
	入居報告	－	－	○		
炊出状況報告		51	救助日報		○	
飲料水供給状況報告		51	救助日報		○	
被服寝具生活必需品給与	世帯構成員別被害報告	54	世帯構成員別被害状況			2日以内
	支給状況報告	51	救助日報		○	
	支給完了報告	－	－	○		
医療・助産	医療班出動要請	－	－	○		
	医療班出動報告	55	医療班出動編成表	○		
	医療助産実施状況報告	51	救助日報		○	
罹災者救出状況報告		51	救助日報		○	
住宅	住宅対策報告	52	住宅総合災害対策報告書			5日以内

7　災害救助法の救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対　象	費　用	期　間	備　考
避難所の設置	現に被害を受け、又は受ける恐れがある者	①基本額 避難所設置費 １人１日につき 300 円 ②加算額 冬季（10 月～３月） 別に定める額を加算 ③高齢者、障がい者（以下「高齢者等」という。）であって、避難所の生活において特別な配慮を必要とする者を収容する指定福祉避難所を設置した場合、地域における通常の実費加算	災害発生の日から７日以内 ※厚生労働省と協議の上、期間延長あり	支出範囲 賃金職員等雇上費、消耗品材、建物、器物使用謝金、借上費、購入費、高熱水費、仮設便所等の設置費
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼、又は流失し、居住する家がない者であって、自己の視力により住宅を得ることができない者	①規模 １戸あたり 29.7 ㎡を基準 ②支出費用 2,387,000 円以内 ③同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会に利用する施設を設置できる。（規模、費用は別に定める）	①着工期間 災害発生の日から 20 日以内 ②供与期間 ２年 ※厚生労働省との協議の上、期間延長あり	①高齢者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置することができる。 ②賃貸住宅の居室の借上げにより収容することができる。
炊き出しによる食品の給与	①避難所に収容された者 ②住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等で炊事ができない者 ③被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	1 人 1 日につき 1,010 円以内	・災害発生の日から７日以内 ・縁故地等へ避難する場合は、３日分以内の食品供与	支出範囲 主食費、副食費、燃料費
飲料水の供給	災害のため飲料水を得ることができない者	地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内 ※厚生労働省との協議の上、期間延長あり	支出範囲 水の購入費、給水・浄水に必要な機械器具の借上げ費、修繕費、燃料費、薬品費、資材費

<table>
<tr><td></td><td></td><td colspan="6"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="6">住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な家財を亡失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="6">世帯人員別基本額(下記表による金額以内)
人数（世帯の区分人員）
夏季（４月～９月）
冬季（10 月～３月）
単位　円</td><td rowspan="6">災害発生の日から 10 日以内に給与、貸与
※厚生労働省と協議の上、期間延長あり</td><td rowspan="6">給与、貸与範囲
・被服、寝具、身の回り品
・日用品
・炊事用具、食器
・光熱材料</td></tr>
<tr><td colspan="2">世帯区分
被害程度等</td><td>１人</td><td>２人</td><td>３人</td><td>４人</td><td>５人</td><td>６人以上１人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊･全焼
流失</td><td>夏</td><td>17,300</td><td>22,300</td><td>32,800</td><td>39,300</td><td>49,800</td><td>7,300</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>28,600</td><td>37,000</td><td>51,600</td><td>60,400</td><td>75,900</td><td>10,400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊･半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>5,600</td><td>7,600</td><td>11,400</td><td>13,800</td><td>17,500</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,100</td><td>12,000</td><td>16,900</td><td>20,000</td><td>25,400</td><td>3,300</td></tr>
<tr><td>医療の給付</td><td>災害のための医療の途を失った者
（応急処置）</td><td colspan="6">①救護班が使用した薬剤､治療材料､破損した医療器具の修繕費は、実費
②一般の病院等による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内
③施術者による場合は､協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内
※厚生労働省と協議の上、期間延長あり</td><td>給付範囲
（診察・看護）
・薬剤、治療剤の給与
・処置、手術その他治療及び施術
・病院又は診療所への収容
※傷病者等の輸送費は別途</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者で、災害により助産の途を失った者</td><td colspan="6">①救護班が使用した衛生材料は、実費
②助産師による場合は､慣行料金の８割以内の額</td><td>分娩の日から７日以内
※厚生労働省と協議の上、期間延長あり</td><td>給付の範囲
・分娩の介助
・分娩前、分娩後の処置
・脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与</td></tr>
<tr><td>災害にかかった者の救出</td><td>災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者</td><td colspan="6">地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内
※厚生労働省と協議の上、期間延長あり</td><td>支出範囲
・舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費、購入費
・修繕費
・燃料費</td></tr>
</table>

災害にかかった住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊、半焼し自身の資力では応急修理ができない者 大規模な補修を必要とする半壊した者	①１世帯あたり、520,000 円以内現物で行う。 ②同一住宅に二以上の世帯が居住している場合は、一世帯当たりの限度額の範囲	災害発生の日から１ヶ月以内に完成 ※厚生労働省と協議の上、期間延長あり	応急修理の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことができない最小限度の部分
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水により学用品を亡失し、又は毀損したため就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒	①教科書 教科書、正規の授業で使用する教材 ②文房具・通学用品 １人につき 小学校児童　　4,100 円以内 中学校生徒　　4,400 円以内 高等学校等生徒 4,800 円以内	①教科書 災害発生日から1月以内に完了 ②その他学用品 災害発生日から15 日以内に完了	給与範囲 ・教科書 ・文房具 ・通学用品
埋葬	災害の際死亡した者	１体につき 12 歳以上　201,000 円以内 12 歳未満　160,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内に完了 ※厚生労働省と協議の上、期間延長あり	支給範囲 ・棺（付属品含む） ・埋葬・火葬（賃金職員雇用上費含む。） ・骨つぼ、骨箱
死体の捜索	災害により現に行方不明であり、かつ周囲の事情から既に死亡していると推定される者	地域における通常の実費	災害発生の日から 10 以内に完了	支出範囲 ・舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費、購入費 ・修繕費・燃料費
死体の処置（埋葬は除く）	災害の際死亡した者	①死体の洗浄、縫合、消毒 １体につき 3,300 円以内 ②死体の一時保存 ・既存建物を利用する場合 通常の借上費 ・既存建物を利用しない場合 １体につき 5,000 円以内 ・ドライアイスが必要な場合 通常の実費	災害発生の日から 10 日以内に完了	処理範囲 ・死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ・死体の一時保存

障害物の除去	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている場合で、自己資力では除去することができない者	1世帯あたり、134,200円以内	災害発生の日から10日以内に完了	①除去範囲 ・居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分 ・敷地内の障害物の除去は、居住できない状態 ②支出範囲 ・スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、購入費 ・輸送費 ・賃金職員等の借上費
輸送費、賃金職員雇上費の支出範囲	①被災者の避難 ②医療、助産 ③被災者の救出 ④飲料水の供給 ⑤死体の捜索 ⑥死体の処置（埋葬を除く） ⑦救済用物資の整理配分	地域における通常の実費	救助の実施期間	

（注）その他については、岐阜県災害救助法施行細則（昭和35年8月1日規則第67号）による

8　罹災証明等

（1）被災者台帳の作成

被害状況の確定調査を完了し各世帯の被害状況が判明したときは、住民部は速やかに「罹災者台帳」（様式 56 号）と、被災者支援システムで被災者台帳を作成するものとする。罹災者台帳の作成にあたっては、「住家等一般被害調査表」（様式21号）に基づくことはもちろんであるが、住民基本台帳あるいは配給等を調査し、正確を期すものとする。罹災者台帳は救助その他の基本となるものであり、また世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできる限り具体的に記載し、整備保管しておくものとする。

（2）罹災証明書の発行

住民部は、罹災世帯に対して「罹災証明書」を交付するものとする。但し、罹災証明書の発行にあたっての取り扱いは「富加町罹災証明書等交付要綱」による。証明書の発行に次の点に留意を要する。

ア　罹災証明書は、災害救助はもちろんであるが、後日諸対策の基礎となるものであるから特に慎重を期すものとする。

イ　罹災証明書は、罹災者台帳と照合し、発行にあたっては、契印を行う等発行の事実を判

然とし、重複発行をさけるように留意するものとする。

ウ　本証明書は、救助用物資支給前に交付を終り、物資給与時には証明書の提示を求め得られるようにするものとする。

（３）罹災者旅行証明書

住家に被害を受けたため現在地に居住することができず一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときは、「罹災者旅行証明書」（様式 57 号）を作成し交付するものとする。

（４）罹災証明書等の交付担当部

罹災証明書等の交付は、住民部で行うものとする。

第 16 節　避難対策

１　方針

災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、市町村長を中心として防災関係者が相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立退きの指示等をして、危険な場所から避難させる。

２　実施責任者

町	総務部、住民部、福祉保健部、建設部、教育部、保育部
県	危機管理部、健康福祉部、県土整備部、環境生活部、都市建築部

３　避難情報の種類

（１）「高齢者等避難」

災害が発生する恐れがある場合は、危険区域の町民に避難情報を伝達し、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に対して、予め指定した避難所等への立退き避難を開始させる。

通常の避難行動ができる町民に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始するよう周知する。

（２）「避難指示」

既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない町民に対して、予想される災害に対応した指定避難場所へ緊急に避難させる。

４　実施責任者

（１）避難情報の発令に係る実施責任者は町本部長（町長）とする。

（２）町本部長（町長）が不在等の場合の実施責任者順位を、次のように定めるものとする。

第１位　教育長　　第２位　参事　　第３位　総務課長

５　避難の指示

災害から、町民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市町村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、町民等に対して避難のための立ち退きの指示を行うものとする。

（１）町長の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災対法第 60 条第 1 項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。（災対法第 60 条 3 項）

町は、町民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や気象台、県が発表する河川の水位、画像情報、また国及び県から提供される洪水浸水想定区域図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難

行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めるものとする。

なお、避難情報発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを町民にも周知するものとする。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

（2）町の措置

町は、洪水により危険が切迫していると認められるとき、危険地域の町民に対し、避難のため立ち退くことを指示するものとする。（水防法第 29 条）

なお、指示の判断は、津保川の関市下之保観測所における観測水位をもって判断するものとする。

○ 発令基準

避難種類	発　令　基　準	備　考
「高齢者等避難」	・下之保観測所の水位が避難判断水位〔2.3m〕に到達した場合 ・下之保観測所の水位が氾濫注意水位〔1.8m〕を越えた状態で、津保川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を超過し、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ・「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	警戒第２体制 （災害警戒本部を設置）
「避難指示」	・下之保観測所の水位が氾濫危険水位〔2.7m〕に到達した場合 ・川浦川危機管理型水位計が〔-1.22m〕、詰田川危機管理型水位計が〔-0.87m〕に到達した場合 ・下之保観測所の水位が避難判断水位〔2.3m〕を越えた状態で、津保川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過し、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・異常な漏水等が発見された場合 ・「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	非常体制 （災害対策本部を設置）
「緊急安全確保」	・氾濫開始相当水位に達したとき ・（津保川神野（下之保観測所の下流）に設置された堤防天端高から計測して危機管理型水位計が 0.00ｍに到達した場合） ・堤防に異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発	

	生等により決壊のおそれが高まった場合 ・堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合（監視カメラ映像や河川情報システム等で確認した場合も含む） ・大雨特別警報（浸水害）の発表	

（3）土砂災害における指示

土砂災害が発生する恐れがある時は、町本部長において避難情報の発令基準に基づき、避難情報を発令する。但し、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）は降雨から予測可能な土砂災害の内、「避難指示」及び「高齢者等避難」等の災害応急の対応が必要な土石流や、集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。技術的に予測が困難である災害は、発表対象とはしていない。また、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。

○ 発令基準

避難種類	発　令　基　準	備　考
「高齢者等避難」	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 **【赤色】** ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合	
「避難指示」	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情の基準に到達」する場合 **【薄い紫色】** ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過が予想される場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近、・通過することが予想される場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合	土砂災害警戒情報が発表された場合は、非常体制（災害対策本部を設置）とする
「緊急安全確保」	・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害の発生が確認された場合	

６　避難の指示内容

避難の指示は、下記の内容を明示して行うものとする。

（１）避難指示の理由

（２）避難対象地域

（３）避難先、避難路

（４）その他、必要な事項

７　避難情報の解除

町は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

８　避難措置等の周知

（１）関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立ち退きを指示し、若しくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、関係機関に通知又は連絡するものとする。

（２）町民等に対する周知

避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、本章第 10 節「災害広報」により、町民への周知を実施するものとする。

安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると町民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、町民等に周知するものとする。

９　避難場所及び避難所の開設・運営

（１）避難場所及び避難所の開設場所

災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、町民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のために、指定福祉避難所を開設するものとする。災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、町営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

開設決定基準は、次のとおりする。

ア　町本部長から避難所開設の指示が出たとき

イ　避難情報を発令したとき

ウ　被災者（現に被害を受ける恐れがあるものを含む）からの開設要望があったとき

（２）指定福祉避難所の開設

災害が発生し、必要と認められる場合には指定福祉避難所を設置し、指定福祉避難所に避難することが必要な要配慮者を避難させること。指定福祉避難所には、指定避難所では生活することが困難な要配慮者を優先して受け入れる必要があることから、健常の被災者を受け入れないようにすること。

但し、要配慮者の家族や要配慮者の介護等の支援を行う者は、避難状況等を勘案の上、必要に応じて指定福祉避難所に避難させて差し支えないこと。また、避難に介助等を要する者に対しては、家族、福祉委員、民生委員児童委員、町民等が協力して介助等を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で指定福祉避難所を設置する施設等の協力を得ること。

（３）指定避難所開設の周知

指定避難所を開設した場合は、速やかに町民等に周知するとともに、関係機関に報告、連絡するものとする。

（４）指定避難所における措置

町本部で実施する指定避難所の救援措置は、次のとおりとする。

ア　避難者の受入れ

イ　避難者に対する給水、給食措置

ウ　負傷者に対する医療救護措置

エ　避難者に対する生活必需品の供給措置

オ　その他被災状況に応じた応援救援措置

10　避難所開設困難時の措置

災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなった時は、隣接市町村管内の施設を利用するため、県本部防災班に対して、隣接市町村施設使用についての要請を行うものとする。但し、要請する市町村が、可茂管内の場合や事態が急迫し、前述の要請事務ができない場合は、隣接市町村本部に対して直接要請することができる。

11　指定避難所の運営・管理等

指定避難所の運営は、あらかじめ定めた「富加町避難所運営マニュアル」（在宅避難者への対応を含む）に従って各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食

事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と福祉保健担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、福祉保健担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また外国人への対応について十分配慮するものとする。

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、加茂警察署、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

また、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

12　避難路の通行確保

迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止する等通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努めるものとする。

13　避難の誘導

町本部の指示により、避難情報を発令するとともに、町民が迅速かつ安全に避難できるよう

避難先への誘導に努めるものとする。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報の対応に警戒レベルを明確にして対象者ごと警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	町民が取るべき避難行動	町民に行動を促す情報 （避難情報等）
警戒レベル５	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）
警戒レベル４	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル３	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル２	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル１	災害への心構えを高める。	早期注意情報 （警報級の可能性）

災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の提供に努めるものとする。

14　自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は町本部の指示により、次のとおりの活動を実施するものとする。

（１）避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
（２）避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知
（３）高齢者、傷病者、身体障がい者等の配慮を要する者の介護及び搬送
（４）防火、防犯措置の徹底
（５）組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への収容
（６）地域内居住者の避難の把握

15　避難先の安全管理

避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の受入及び救援対策が安全に行われるよう措置するものとする。

16　応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供

学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動

物の受入れにも配慮するものとする。

17　要配慮者への配慮

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

18　広域避難

（１）町の役割

町は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

（２）県の役割

町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、町民を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。

（３）国の役割

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

（４）関係機関の連携

国、県、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

国、指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提 供できるように努めるものとする。

19　広域一時滞在

（１）町の役割

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

（２）県の役割

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとする。

（３）国の役割

国は市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

20　指定避難所以外の被災者への支援

（１）指定避難所として指定していない施設を発災後に避難所として使用した場合も、災害救助法に基づく支援の対象となり、災害対策基本法第86条の6に定める生活環境を確保するものとする。

（２）関係機関等と連携して、指定避難所以外の施設に避難した被災の避難状況を把握するものとする。

（３）指定避難所における食事提供や支援物資について、指定避難所以外の避難所を含め地域全体のために行われていること周知・徹底するものとする。

21　避難所等の開設状況を伝達

避難所等が開設されていることを町民に伝達する手法について、「富加町災害時初動対応マニュアル」等で、あらかじめ定めておくものとする。また、学校等施設の管理者、自主防災組織等との間で、日頃から協力関係を構築しておくものとする。

22　避難にあたっての留意事項

避難誘導者や避難者は、次のような点に留意するものとする。

（１）着用品

・ヘルメット（安全帽）等をつける。
・夏期等でも身体の裸出をさけ、できる限り厚着する。
・夜間は、懐中電灯を携行する。
・ロープ、紐等を携行する。
・手袋をはめ、運動靴（長靴は水がはいって歩きにくい）をはく。

（２）携行品（所持品）

携帯品は、できる限り最小限度に止め、自力で所持でき避難の障害にならない程度のものとすること。携帯（所持）は、次のとおりである。

・主食（にぎり飯、パン等。乳児がいるときはミルク）３日分

・副食（かん詰、つけ物等携帯可能なもの）若干
・飲料水（水筒、魔法びん等による）３日分
・貴重品（現金、貯金通帳、証書類、印鑑）
・肌着等衣類（気温を考慮し、寒冷期には毛布等も携行する。）
・リュックサック、ラジオ
・救急薬品（かぜ薬、胃腸薬、消毒薬、ガーゼ、ホータイ、脱脂綿）

23　避難誘導の方法等

（１）避難者の順序

避難誘導は、老幼婦女子、傷病者、障がい者等を優先とし、一般青壮年男子はその次とする。

（２）誘導補助者等

避難誘導者が不足したき時は、避難者等の内から壮健な者が避難誘導者となって統制をとり、安全を期すものとする。

（３）集団の脱落防止

集団避難する場合は、人員の掌握を行うとともに、脱落者等を防ぐためロープ等によって集団の確保に努める。

（４）誘導者の配置

集団避難時は、誘導者が先頭と後尾に配置する。但し、集団の規模あるいは危険度の高い時は、誘導者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期するものとする。

（５）病人等の避難

避難は、自力で行動することを原則とするが、病人、乳幼児等、自力避難が困難な方は、誘導者や家族に助力し、必要に応じて担架、車両等によって移送するものとする。

（６）その他の事故防止

その他、避難時における事故防止につとめるため、次の点に留意するものとする。

（ア）避難途中に電線がたれ下がっているような場合は、絶対にふれないこと。なお、避難誘導者は、その旨を町本部に通報するものとする。

（イ）避難のために家屋を空ける時は、盗難予防あるいは財産保全のために戸締り施錠を厳重にする。

（ウ）火の元に注意し、完全に火の始末をすること。

24　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

第 17 節　食料供給活動

１　方針

災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じる恐れがある場合は、被災者等を保護するために、備蓄品を含む食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

２　実施責任者

町	総務部、住民部、福祉保健部、教育部、保育部
県	健康福祉部、農政部

３　実施主体

炊き出し及び食品給与は、福祉保健部が行う。但し、小規模災害時において地区単位に実施する炊出しについては、各自治会において実施するものとする。災害救助法が適用されたときは、県本部長の委任を受けて町本部長が実施するものとする。

４　供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

５　炊き出しの方法

炊き出しは、町本部の指示を受け奉仕団体等の労力により、福祉保健部が行うものとする。

（１）主食は、にぎり飯及び包装食によるものとする。

（２）副食は、災害発生直後の混乱時あるいは給食者が分散しているとき等、副食の配分が困難なときにあっては、かん詰、梅干、つけ物等の輸送配分に便利なものにする。

（３）湯茶は防疫上、生水の飲用をさけるため、炊き出しに合わせ、湯茶の供給を行うものとする。

（４）献立は、被害状況に留意し、できる限り栄養価等を考慮するものとする。

（５）食物アレルギーに対する配慮

小麦、そば、卵、乳、落花生等の食材を使用することによって、重篤なアレルギーを引き起こす可能性があるため、これらの材料が少量でも入っている場合は、明示するものとする。

（６）高齢者等に対する配慮

可能な限り、幼児や高齢者等に配慮した炊き出しとなるように心がける。

６　主食料の一般的な確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品給与のために必要な米穀等は、原則として福祉保健部が町内米穀販売業者から購入するものとする。炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等の確保についても町内の業者から購入するものとする。但し、災害の規模その他により現地において確保できないときは、県若しくは隣接市町村において確保輸送し、あるいは確保のあっせんをするものとする。災害救助法が適用された場合の食料供給については、本章第15節「災害救助法の適用」による。

7　応援等の手続

炊き出し等食品の給与及び物資の調達ができないときは、所要食数（人数）や食品送付先、所要物資の種別数量を明示し、県農政部に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、直接隣接市町村に応援等を要請するものとする。

8　食品衛生

常に食品衛生に心掛け、特に次の点に留意するものとする。

（1）炊き出し施設には、飲料適水を十分供給すること。
（2）供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。
（3）炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
（4）供給食品は、防ハエ、衛生害虫駆除等について十分留意すること。
（5）使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管にも注意すること。
（6）炊出し施設は、学校等の給食施設または公民館等の既存施設を利用し、湿地、排水の悪い場所、汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。
（7）腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに福祉保健部に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
（8）食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに、食品の品質低下をさける措置をとること。

9　炊き出し場所

炊き出しの実施は、次の施設を利用して行うものとする。

施　設　名	施設の状況	備　　考
双葉中学校	ガスレンジ　9台	炊飯施設は仮設する。
富加小学校	〃　　7台	〃
南公民館	〃　　2台	〃
子育て支援拠点施設すくすく	〃　　1台	〃
児童センター	〃　　1台	〃
高畑集会場	〃　　2台	〃
西公民館	〃　　2台	〃
大平賀集会場	〃　　2台	〃
川小牧集会場	〃　　2台	〃
とみかこども園	炊飯施設　　3基 ガスレンジ　3台	

（注）1．中学校は「調理室」、小学校は「家庭科室」を対象とする。
2．炊き出し協力者や奉仕者を記録するため「炊き出し協力者、奉仕者名簿」（様式58号）にて記録、保管するものとする。

第 18 節　給水活動

１　方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

２　実施責任者

町	建設部
県	危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部

３　実施主体

飲料水の確保は、建設部が担当する。但し、町本部において飲料水の供給の実施が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材について、県に必要な措置を要請するものとする。

４　給水活動における配慮

被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努めるものとする。

５　給水の目安

給水量は、概ね１人１日３リットルとし、給水期間は、飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでとする。（震災時においては７～１５日程度）

６　取水及び浄水方法

取水する水源について、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河川等をろ水機によりろ過したのち、滅菌して給水するものとする。

７　給水の方法

あらかじめ策定した給水計画により実施する。非常用水源からの拠点給水あるいは給水車等で輸送する搬送給水とするが､内容等により臨機に対応する｡給水は公平に行うものであるが、医療機関や避難所等を優先的に行うよう配慮するものとする。また、給水する時は「飲料水の供給簿」（様式59号）にて記録するものとする。

８　自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、本章第４節「自衛隊災害派遣要請」に基づき、災害派遣要請を県知事に要求するものとする。

９　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、本章第 15 節「災害救助法の適用」による。

第 19 節　生活必需品供給活動

１　方針

災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給付又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

２　実施責任者

町	総務部、福祉保健部、教育部、保育部
県	危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農政部

３　生活必需品供給対象者

被災者に対する生活必需品の給付又は貸与については、本計画の定めるところにより実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割り当て及び支給は、町本部が実施する。但し、町本部が、自ら生活必需品の給付又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請するものとする。なお、被災者へ生活必需品を供給する際には、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品が供給されるよう努めるものとする。

４　支給品目と調達、輸送

（１）支給品目

支給品目は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物とする。

（２）物資の調達、輸送

生活必需品の調達は、地域ごとに配分計画を作成して行うものとする。なお、地域内において、対応が不能となったときは、県に協力を求めるものとする。また、物資を調達した時は「救助の種目別物資受払状況」（様式 17 号）にて記録するものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等について被災地の実情を考慮するものとする。

５　物資の支給場所

地　区　名	施　設　名	備　　考
滝田・羽生・夕田地区	富加町役場	
高畑・駅前地区	南公民館	
大山・大平賀・川小牧地区	西公民館	
加治田地区	子育て支援拠点施設すくすく	川小牧地区を除く

６　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、本章第 15 節「災害救助法の適用」による。

第 20 節　要配慮者・避難行動要支援者対策

１　方針

地震災害発生時、要配慮者は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救護体制を整備することが必要である。そのため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等の様々な場面において、きめ細かな施策を行う。

２　実施責任者

町	総務部、福祉保健部、教育部、保育部
県	危機管理部、健康福祉部、清流の国推進部、商工労働部、都市建築部

３　要配慮者・避難行動要支援者対策

災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

４　要配慮者支援

災害発生直後、関係機関が協力し要配慮者に次の支援を行う。

（１）要配慮者に必要とする支援内容の把握

（２）要配慮者のニーズに応じた救護、援護

ア　特別な食料(柔らかい食品、粉ミルク等)を必要とする者に対し、その確保、提供

イ　要配慮者用資機材(車イス、障がい者用トイレ、ベビーベッド等)の提供

ウ　ボランティア等による生活支援を行うためのボランティア人材の確保及び派遣

エ　人工透析及び難病患者等への医療の確保等

（３）避難所で要配慮者に対して求められる配慮

（４）要配慮者向け相談所の開設

（５）指定福祉避難所としての社会福祉施設の活用、ヘルパーの派遣

（６）寝たきりの高齢者や障がい者等の指定福祉避難所への搬送手段の確保

（７）要配慮者向け仮設住宅の提供、一般・仮設住宅への優先入居

５　町民等による要配慮者の避難誘導

要配慮者の避難誘導について、町民や避難支援者等関係者が地域ぐるみで協力して避難支援を行うものとする。

６　社会福祉施設等の対策

社会福祉施設においては、要配慮者を災害時の不都合から守るため、次のような対策を講ずる。

（１）施設入所者の保護

ア　あらかじめ定められた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。避難については、できるだけ施設近隣町民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ　こども園は、保育を継続することにより、乳幼児、幼児の安全の確保が困難な場合に臨時休園とし、乳幼児を直接保護者へ引き渡す等必要な措置をとる。また、子育て支援拠点施設すくすく、児童センターについても、こども園に準じた措置をとる。

ウ　要配慮者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防本部に応援を要請する。また、医療その他の救助を必要とする場合は、本部連絡室に要請する。

（２）施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、県等の協力を得ながら施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

（３）施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、本部連絡室に応援を要請する。

（４）食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について、本部連絡室へ支援を要請する。

（５）健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ、職員等の健康管理(特にメンタルケア)には、十分配意する。

７　被災者の受入れ（指定福祉避難所等）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、指定福祉避難所等として要配慮者等一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、指定福祉避難所等としての被災者の受入れについては、要介護者等のうち援護の必要性の高い者を優先する。

８　外国人対策

テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通した正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないよう努めるものとする。

第 21 節　応急住宅対策

1　方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

但し、災害発生直後における住宅の対策については、本章第 16「避難対策」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

2　実施責任者

町	福祉保健部、建設部
県	健康福祉部、都市建築部

3　住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対象種別			内容
住宅の確保	1 自力確保	(1)自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1)公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅融資	
	4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して町が仮設の住宅を供与する
	5 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
住宅の修繕	1 自費修繕		被災者が自力(自費)で修繕する。
	2 資金融資	(1)国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2)その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。

	3 災害救助法による応急修理	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して、町が応急的に修繕する。
	4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
障害物の除去等	1 自費除去	被災者が自力(自費)で除去する。
	2 除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために町が除去する。
	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去を生活保護法で行う。

(注) 1．対策順位は種別によって対象者が異なり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する。

2．「住宅の確保」のうち、4 及び 5 の建設は、全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。

3．「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

4 実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去等は、原則として町本部長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県本部長による救助のいとまがないときは、町本部長が行うものとする。

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理について、業界団体に協力を求めて実施するものとする。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備するものとする。また、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施するものとする。

5 担当部署

町本部における住宅の対策は、次の区分で分担するものとする。

対策の内容		担当部署
住宅総合対策		建設部（都市計画班）
仮設住宅の建設	調査	建設部（建設班）
	建設	建設部（建設班）
住宅の応急修理	調査	住民部（税務班）
	実施	建設部（建設班）
障害物の除去		産業環境部
公営住宅及び住宅金融支援機構融資対策		建設部（建設班）
特殊収容施設への収容あるいは特殊な住宅融資等		建設部（建設班）

6 住宅対策の樹立

住宅復興及び住宅に関する応急対策の基本方針は、本部員会議で決定するものとする。

7　応急仮設住宅の建設

住家が滅失して被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡易住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。設置場所については、町において決定するものとする。なお、町の応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保しておくものとする。本町における仮設住宅建設可能用地は、第２章第17節「応急住宅対策」によるものとする。

8　応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理

応急仮設住宅の運営を行う際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとる等配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

9　要配慮者への配慮

応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮するものとする。

10　住宅の応急修理

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けるなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。

11　障害物の除去

災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行うものとする。

12　低所得世帯に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

（１）生活福祉資金の災害援護資金（福祉費）
（２）母子福祉資金の住宅資金
（３）寡婦福祉資金の住宅資金
（４）災害援護資金の貸付

13　生活保護法による家屋修理

災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をするものとする。

（１）家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電

設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

（２）土砂等の除去費

家屋修理費の一環として(１)による基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

（３）屋根の雪下ろし費

降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損する恐れがある場合は、国が定める基準の範囲内において、雪下ろしに要する人夫賃

14　社会福祉施設への入所

災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させるものとする。また、被災者の避難状況等にかんがみ、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

15　適切な管理のなされていない空家等の措置

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

16　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、本章第 15 節「災害救助法の適用」による。

第 22 節　医療・救護活動

1　方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。

2　実施責任者

町	福祉保健部
県	健康福祉部、危機管理部

3　町の医療救護活動

医療救護所を設置するとともに医療班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行うが、災害の程度により必要と認めたときは加茂医師会に、歯科は加茂歯科医師会に、それぞれ協定に基づいて応援を要請するものとする。なお、医療班の構成は次のとおりとなる。また、富加町の医療救護所は、第２章第18節「医療救護体制の整備」による。

（１）医師　・・・・・・・・・・・・・・・　１名
（２）薬剤師　・・・・・・・・・・・・・・　１名
（３）看護師、助産師又は保健師　・・・　２名
（４）事務職員（福祉保健部）　・・・・　１名

4　町の医療機関

施設名	所在地	科別	人　数			備　考
			医師	その他	計	
杉山クリニック	富加町羽生1481-2	内科	2	3	5	

5　医療救護活動の原則

医療救護活動は、県との調整のもと、医療救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施するものとする。なお被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行うものとする。なお、医療班が医療救護活動を実施したときは、医療救護活動報告書（様式60号）で、その実施状況を報告する。

6　医療及び助産、救助の対象

（１）医療救助

ア　医療を必要とする負傷または疾病の状態にあるに関わらず、災害のため医療の途を失った者

イ　災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については医学的配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

（２）助産救助

災害時（災害発生前後７日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者（死

産、流産を含む。）

7　重症者等の搬送方法

重症者等の後方医療機関への搬送は、医療班、医療機関または発見者が、福祉保健部に通知、協議し、地元消防機関の協力を得て実施する。但し、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、町及び医療救護班で確保した車両により搬送するものとする。なお、道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターにより実施するものとする。

8　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣要請

福祉保健部が必要に応じて、県を通じて医療関係機関等又は政府本部に対して、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請するものとする。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

近隣の災害派遣医療チーム派遣可能病院は、第２章第 18 節「医療救護体制の整備」による。

9　後方医療活動の要請

（１）広域後方医療活動の展開

必要に応じて、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

（２）広域搬送拠点の確保、運用

予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営する。医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を実施するものとする。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

10　医薬品等の確保

（１）基本方針

関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器の確保を図るものとする。

（２）医薬品等（血液を除く。）の確保

医療班が行う医療及び助産救助のために必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。また、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請するものとする。

11　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、給付等については、本章第 15 節「災害救助法の適用」による。

第 23 節　救助活動

１　方針

災害発生により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容するものとするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請するものとする。

２　実施責任者

町	総務部、消防部
県	健康福祉部、危機管理部

３　対象者

（１）災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者

ア　火災の際に火中に取り残されたような場合。

イ　水害の際に孤立した地点に取り残されたような場合。

ウ　がけ崩れ等により生き埋めになったような場合。

（２）災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

４　救助活動

被災者の救出は､時間の経過とともに救命率が低下するため､迅速な対応を行うものとする。被災直後は、消防署及び消防団、警察等が援助救出を行うものとする。

なお、救出作業を行う際には、町本部及び警察が緊密に連携を図りながら速やかに行うものとする。負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容するものとする。なお、作業は、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行うものとする。遺体の取扱いを実施したときは、医療救護活動報告書（様式 60 号）で、その実施状況を報告する。

５　重症者等の搬送方法

重症者等の後方医療機関への搬送は､医療班､医療機関または発見者が､福祉保健部に通知、協議し、地元消防機関の協力を得て実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、町及び医療救護班で確保した車両により搬送する。なお、道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

６　応援の手続

自ら救出の実施が困難な場合、他市町村、県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求するものとする。応援等の要請にあたっては、その内容を明示して行うものとする。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。また、緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の町本部長はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。

7　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、本章第 15 節「災害救助法の適用」による。

第 24 節　災害援護資金貸与計画

１　方針

被災者のうち生活困窮者等に対する事業資金その他の小額融資は、「富加町災害弔慰金の支給等に関する条例」によるほか、本計画の定めるところによるものとする。

２　実施責任者

町	福祉保健部

３　実施部

災害援護資金等の事務は、福祉保健部が民生委員児童委員の協力を得て行うものとする。

４　資金の種別

災害により被害を受けた生活困窮世帯に対する資金の種別は、「富加町災害弔慰金の支給等に関する条例」によるものとする。

５　融資希望世帯の調査

被災者に制度の説明をして、その徹底をはかるとともに融資希望者の相談・指導を行い、災害発生後５日以内に資金別融資希望のとりまとめを行うものとする。但し、災害救助法による援護資金は、他の救助と異なり、県支部総務班から指示があったときに限りその希望をとりまとめるものとする。

６　対象者の選考

災害救助法による援護資金の希望をとりまとめたとき、災害発生後７日以内に選考順位を決定する。なお、決定にあたっては、社会福祉協議会長及び民生委員協議会長の意見を聴取する等、慎重を期すものとする。

第 25 節　遺体の捜索・取り扱い・埋葬

１　方針

災害時に死亡した者の遺体の捜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体捜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。

２　実施責任者

町	住民部
県	健康福祉部、危機管理部

３　遺体の捜索方法

消防署、消防団、警察及び自主防災組織の協力により、遺体の捜索を実施するものとする。但し、生命がある者又は、生命がある可能性がある者の救出に必要な人員以外の者を、遺体の捜索にあたらせる。

４　応援の要請

（１）災害の状況又は、遺体が流失したこと等により他市町村にあると認められるときは、県支部総務班に応援の要請をする。但し、緊急を要する場合等にあっては、隣接市町村本部に捜索応援を要請する。

（２）応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア　遺体が埋没し、又は漂着していると予想される場所

イ　遺体数及び氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、持物等

ウ　応援を求めたい人数又は舟艇、器具

エ　その他、必要な事項

（３）県防災ヘリコプターへの要請

災害の状況により上空からの捜索が必要な場合は、県防災ヘリコプターの出場要請により捜索を依頼する。

５　捜索基準

遺体の捜索に関する対象者、期間、経費については、本章第15節「災害救助法の適用」による。但し、捜索状況等から判断して、町本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

６　報告及び事務手続

本救助を実施した時は、次の様式にて記録して整備保管するとともに、救助日報（様式51号）により、町本部に報告するものとする。

（１）救助実施記録日計票（様式 16 号）

（２）救助の種目別物資受払状況（様式 17 号）

（３）遺体捜索状況記録簿（様式 61 号）

7　遺体の取扱い

（1）遺体の取扱い体制

ア　身元が判明しており、遺族に引き渡せる場合

遺体を発見した場合に住民部は警察に連絡し、警察において遺体の見分、検視・死体調査を行い、身元が判明している場合は、遺族に引き渡すものとする。

イ　身元が判明していない場合又は遺族に引き渡しが困難な場合

遺体識別のため、住民部は遺体を取扱う場所を借り上げ(仮設)、医療班等の労力奉仕により、遺体の洗浄、縫合、消毒等を行うものとする。但し、町本部において実施できない時は、他機関所属の医療班の出動応援を求める。なお、遺体を取扱う場所の借り上げ（仮設）ができない場合は、公民館の体育室を遺体の取扱い場所とする。

（2）遺体の取扱いの基準

ア　遺体の取扱いに関する対象者、期間、経費については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間に準ずる。但し、取扱いの状況等から判断して、町本部長が必要と認める場合は、期間の延長等を変更することができる。

イ　報告及び事務手続

遺体の取扱い台帳（様式62号）を作成し、整備保管するとともに、毎日その状況を町本部に救助日報（様式51号）により報告する。なお、遺体の取扱いを医療班が実施したときは、医療救護活動報告書（様式60号）で、その実施状況を報告する。

8　遺体の収容、安置等

（1）寺院等の施設に依頼し、遺体の一時安置を行うものとする。なお、遺体が多数のために、寺院等で一時安置できない場合は、公民館の体育室を遺体の一時安置場所とする。

（2）町本部長は、遺体搬送について警察に協力要請するとともに、車両を借上げ遺体の安置場所まで搬送するものとする。

（3）県と県葬祭業協同組合で締結した災害時における棺及び葬祭用品の供給等の実施に関する協定に基づき、県へ要請して、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保と納棺作業指導のための要員を確保するものとする。

（4）棺に氏名及び番号を記載した札を添付する。

（5）遺族等から遺体引き受けの申出があった時は、遺体処理票（様式 63 号）により整理のうえ引き渡すものとする。

（6）遺体引受人が見つからない場合は、町本部長を身元引受人として、遺体火（埋）葬許可書の発行手続きをとるよう本部連絡員室に要請する。

9　遺体の火（埋）葬等

火（埋）葬の実施は、住民部で行うとともに、棺、骨つぼ等の遺族への支給については現物給付をもって行うものとする。なお、火（埋）葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

（1）事故死等による遺体は、警察機関から引継ぎを受けた後に火（埋）葬する。

（2）身元不明の遺体は、警察その他関係機関に連絡しその調査にあたる。

（3）被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の火（埋）葬は、行路死亡人としての取扱いとする。

10　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、本章第 15 節「災害救助法の適用」による。なお、災害発生の日から１０日以内に捜索を打ち切ることができない場合

は、災害発生の日から１０日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をするものとする。

第 26 節　防疫・食品衛生活動

１　方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

２　実施責任者

町	福祉保健部、産業環境部
県	健康福祉部

３　防疫活動

（１）県本部への協力

県本部が行う被災者の検病調査、健康診断及び感染症患者の搬送は、福祉保健部が協力して行うものとする。なお、感染症患者の搬送で緊急を要する場合は、救急車で搬送する。

（２）町本部の防疫活動

防疫活動は、産業環境部で避難所マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の事項を実施する。

ア　防疫資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒

イ　ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布

ウ　避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施

エ　「感染症法」第３５条第１項の規定による感染予防委員の選任

オ　臨時予防接種又は予防内服薬の投与

カ　感染症の発生状況及び防疫活動等の広報の実施

４　防疫活動の応援要請

被害が甚大で町単独で防疫活動の実施が不可能又は困難なときは、隣接市町村本部又は県本部から応援を得て実施する。

５　防疫活動での報告

（１）被害状況の報告

防疫を必要とする災害が生じたときは、防疫に関する情報を医療衛生施設被害状況等報告書」（様式24号）により、町本部へ報告するもとする。

（２）災害防疫の完了報告

防疫活動が完了した日から２０日以内に災害防疫業務完了報告書（様式64号）を作成し、町本部へ報告するものとする。

（３）本部連絡員室で備付けをする記録書類

ア　防疫経費所要額に関する書類

イ　清潔方法及び消毒方法に関する書類

ウ　ねずみ、昆虫等の駆除に関する書類

エ　家庭用水の供給に関する書類オ　患者台帳

オ　防疫作業日誌

６　食品衛生活動

（１）避難所等での食中毒防止活動

避難所等で炊出しを開始した場合は、本部連絡員室に連絡するとともに、県から派遣される食品衛生監視員及び担当班員と協力して、食中毒の防止を図るものとする。

（２）食中毒発生時の対応

地域派遣職員は、避難者に食中毒症状を呈する者の発生を覚知した場合は、本部連絡員室に連絡する。本部連絡員室は、直ちに医療班を派遣し対応を図るとともに、保健所へ連絡するものとする。

第 27 節　保健活動・精神保健

1　方針

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている町民を対象に、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

2　実施責任者

町	福祉保健部
県	健康福祉部

3　保健活動

県と連携して、保健活動チームを編成し、自治会毎に共同して活動するものとする。

（１）避難所、自宅及び仮設住宅等の被災者の生活状況の把握、生活環境の整備
（２）避難所における巡回健康相談等の実施
（３）結核、難病、精神障がい者、寝たきり老人、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導の強化及び一般家庭への健康調査と保健指導の実施
（４）定例保健事業の実施
（５）仮設住宅における訪問指導とグループ指導の実施
（６）機能している医療機関等の情報収集

4　精神保健

（１）精神障がい者の住居等、生活基盤の早期確保
ア　住居をなくした精神障がい者の被災地外の施設への入所等の促進
イ　精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等
（２）精神科入院病床の確保
入院必要患者の急増に対応するため、被災地外での精神科入院病床の確保
（３）２４時間精神科救急体制の確保
ア　被災地外の精神科チーム配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置
イ　夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置
ウ　治療、通所を中断した通院・通所者の治療、通所機会の提供
（４）被災者の心のケア
ア　民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の普及、啓発
イ　心の健康に関しての相談体制の充実
ウ　精神科医、保健師等による常時の相談の実施及び常設の相談室の設置

エ　民間の諸機関の協力による 24 時間電話での相談を受ける体制整備
オ　避難所等への相談所開設
カ　仮設住宅、家庭等への巡回相談
キ　医療、福祉、教育等の各領域において実施される診察、相談等との調整

５　被災救援にあたる職員、ボランティアの心のケア

民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談、診察等必要があれば、適切なカウンセリング等を、継続実施するものとする。

第 28 節　清掃活動

１　方針

ごみ、し尿の処理事業は、町が個別に行っているが、災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがある。

被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物の迅速な収集・処理体制を確保する。

また、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

２　実施責任者

町	産業環境部
県	環境生活部

３　実施担当

災害時における被災地のし尿、ごみ等の収集、運搬、処分は、富加町災害廃棄物処理計画（以下、この節において「処理計画」という。）に基づき産業環境部が行うものとする。但し、被害の甚大等により、町本部のみで実施できないときは、県と連絡調整し、他市町村等から応援を得て実施するものとする。

４　ごみ、し尿の処理活動

災害時におけるごみ及びし尿を収集及び運搬するため、清掃班及びし尿処理班を編成する。清掃班は、町職員と委託業者をもって編成し、し尿処理班は町職員と委託し尿汲取業者をもって編成するが、その編成基準は、災害の程度、規模等によって適宜編成するものとする。

５　ごみの処理

ごみの収集は委託業者で行うが、不足する場合には、民間、特に清掃事業団体の協力も得ることとする。収集の順位は、伝染病発生の恐れのある地域を最優先して実施し、被災地の状況等を勘案して決める。

（１）収集方法と順序

ごみの収集は、町が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から順次実施する。また、処理計画に基づき、災害廃棄物の分別収集の徹底を図り、リサイクルに努めるものとする。

（２）ごみの処分

災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、計画的にごみの処分を行う。収集したごみについては、可茂衛生施設利用組合にて処理し、リサイクルできない廃棄物は焼却処分を原則とするが、不燃性物質又は焼却できないごみは埋め立て処分するものとする。なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。

６　し尿の処理

し尿収集車は、許可業者により確保するものとし、不足する場合には民間、特に清掃事業団体の協力も得ることとする。

（１）収集方法と順序

し尿の汲み取り収集は、水没便槽や仮設トイレの収集を優先して実施し、町が被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する地域から順次実施する。また、し尿処理は平常時の収集・運搬体制を基本として、許可業者が収集・運搬を行うものとする。但し、水没便槽や仮設トイレから収集を優先するものとする。

（２）し尿の処分

収集したし尿の処理は、処理計画に基づき、計画的に処理を行うものとする。

７　がれき等の災害廃棄物の処理

処理計画に基づき、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。

８　広域的な連携体制や民間との連携の促進

災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等の連携、協力のあり方等については、処理計画において具体的に示すものとする。

９　大規模災害時における県の代行処理

大規模災害による本町における被災状況及び災害廃棄物の処理の実施体制等を勘案して、必要と認められる場合には県による代行処理を委託するものとする。

10　災害廃棄物の発生への備え

国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、処理計画において具体的に示すものとする。また十分な大きさの仮置き場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。町は国、県と連携して、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。県及び町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.WasteNet）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

11　災害廃棄物の処理

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体へ協力要請を行うものと

する。

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び町民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとる。

12　その他関連対策

し尿貯留槽が装備された便所（仮設トイレ）を配置するが、設置できない場合は、町が備蓄している形態トイレや簡易トイレ等を使用する。処理計画では、地震発生直後の仮設トイレ必要人数が１２３０名のため、仮設トイレ２５基の設置が必要となる。また、地震発生長期間後においては、仮設トイレ６２基の設置が必要となる。

第 29 節　愛玩動物等の救援

１　方針

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

２　実施責任者

町	産業環境部
県	健康福祉部、危機管理部

３　被災動物に対する救援措置

被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。

４　被災地域における動物の保護

富加町災害時ペット救援マニュアルに基づき、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行うものとする。

５　動物の適正な飼養体制の確保

飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の敷地の屋外（余裕があれば室内も可）に設置するよう努めるものとする。

第 30 節　災害義援金品の募集配分

１　方針

被災者に対して寄託される義援金品を、迅速に被災者に配分するため、受入、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

２　実施責任者

町	総務部（会計部）、福祉保健部
県	健康福祉部、出納事務局

３　義援金品の募集機関

（１）義援金の募集機関

大規模災害が発生した場合に、県、日本赤十字社岐阜県支部富加町分区（義援金のみを取り扱う）、富加町社会福祉協議会、富加町民生委員児童委員協議会等は、義援金品の募集機関として、被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら対応する。義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、政府本部、報道機関等を通じて、次の事項を公表するものとする。

なお、義援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう呼びかけるものとする。

ア　義援物資

・受入窓口

・受入を希望するもの及び受入を希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとする。）

・受入窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

イ　義援金

・受入窓口

・振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

（２）問い合わせ窓口等

必要に応じ義援金品に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

４　義援金品募集配分委員会

福祉保健部で募集配分に関係する各機関の代表者を集め、義援金品募集配分委員会（以下「配分委員会」という。）を開催し、次の事項を決定するものとする。

（１）参加団体

（２）募集対象（一般世帯、学校募集）

（３）募集の種別

（４）集積、輸送方法、輸送期間等

５　義援物資の受入、分配等

次により義援物資の受け入れを行う

（1）受入

ア　災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。

イ　受入れを希望する物資 を明確にし、早期に公表を行う。

ウ　義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

（2）引継ぎ、集積

受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

（3）配分

ア　配分

配分委員会組織が定める基準によって行う。なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

イ　配分の時期

配分は、できる限り受入又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。ただし、腐敗、変質の恐れがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

（4）義援物資の管理

義援物資は、義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

（5）費用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送に要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

６　義援金の受入、配分等

次により義援金の受入及び配分等を行うものとする。

（1）受入

ア　災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援金の受入を行う。

イ　義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

（2）引継ぎ、集積

受入れた義援金の引継ぎにあたっては、配分委員会組織の銀行口座への振込みの方法による。

（3）配分

配分委員会組織が定める基準によって行う。配分にあたっては、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

（4）義援金の管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理する。義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

（5）費用

義援金の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金、引継ぎに要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

第 31 節　産業応急対策

１　方針

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、各機関において適切な措置をとる。

２　実施責任者

町	産業環境部
県	商工労働部、農政部、林政部、観光国際部

３　農作物の応急対策

（１）代作用種子の確保

農業経営者が、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくものとするが、なおかつ不足し確保できないときは、県本部に確保あっせんの要請をするものとする。

（２）病害虫防除対策

ア　防除器機具の整備

病害虫防除機具の整備に努めるものとするが、その整備について指導にあたるものとする。なお、緊急防除に当たって機具が不足する場合でその地域において確保できないときは、県に応援の要請をするものとする。

イ　肥料等の確保

災害のため必要な肥料等が確保できないときは、県に確保の要請を行うものとする。

４　林地、林産物等の応急対策

（１）林地の対策

災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施工する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請するものとする。

（２）造林木の対策

ア　倒木対策

災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導するものとする。

イ　資材等の調達

倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくように努めるものとするが、災害発生時にそれら資機材が不足するときは、県に確保あっせんを要請するものとする。

５　苗木等の対策

（１）苗木種子の確保

災害により苗木、種子の確保が困難なときは、県に確保あっせんを要請するものとする。

（２）病害虫の防除

森林組合と協力して長雨、冠没水等の災害による苗木への赤枯病、ペスタロチャ病等の防除について指導の徹底を図るものとする。

６　一般林産物及び施設の対策

（１）被害木の処理

森林組合等と協力して被害木の早期伐出について、督励指導するとともに被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努めるものとする。

（２）浸水製材施設の処理

浸水等により製材施設が被害を受けたときは、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るようその指導徹底にあたるものとする。

７　畜産の応急対策

家畜の診療

災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、町本部において診療するものとする。なお、町本部において実施ができないときは、県に家畜の診療について要請するものとする。

８　干害応急対策

（１）応急対策

干ばつ被害の発生が予想されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力の要請等適切な対策を講ずるものとする。

（２）応急対策用ポンプ

干ばつ地帯の干害応急対策用ポンプが不足するときは、東海農政局が保有する農業用応急ポンプを利用してその対策にあたるものとする。

第 32 節　公共施設の応急対策

１　方針

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

２　実施責任者

町	各部
県	各部局、教育委員会

３　道路施設の応急対策

（１）応急対策

災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努めるものとする。

（２）応援要請

路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、民間団体等の協力を得て実施するものとする。

４　河川施設の応急対策

災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。

５　土砂災害防止施設の応急対策

被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難指示を行う体制整備を図るよう努めるものとする。

６　公共建築物の応急対策

庁舎、学校施設及びその他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設等の利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努めるものとする。

第 33 節　ライフライン施設の応急対策

１　方針

ライフライン施設に被害が発生すると、被災者の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧等を図る。

２　実施責任者

町	総務部、建設部
県	秘書広報部門、危機管理部、都市建築部、健康福祉部

３　水道施設（水道事業者の応急復旧対策）

（１）緊急要員確保

緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

（２）被害状況調査及び復旧計画の策定

水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成するものとする。

（３）復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請するものとする。

（４）県等への応援要請

水道事業者による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき、県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請するものとする。

（５）重要施設への優先的復旧

水道事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

４　下水道施設（下水道管理者の応急復旧対策）

（１）緊急要員の確保

情報連絡体制を整備するとともに、他の下水道管理者に応援を要請するものとする。

（２）被害状況の把握及び応急対策

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

５　ライフライン事業者

電気・ガス・鉄道・電話・放送施設等のライフラインは、事業者と連携して、応急対策を行うものとする。

第 34 節　文教災害対策

第１項　文教対策

１　方針

災害発生時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

２　実施責任者

町	教育部、保育部
県	環境生活部、教育委員会

３　文教災害に対する措置

仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。

４　気象予警報等の把握、伝達

小・中学校施設における災害対策実施のため、気象予警報等の把握に努める。なお、気象予警報等の伝達は、本章第８節「警報・注意報・情報等の受理・伝達」に基づき町に伝達されるため、教育部において必要な情報を学校長等に伝達するものとする。

５　文教施設の応急対策

（１）災害の防止対策

災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するため的確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとるものとする。

（２）応急復旧等の措置

文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行うものとする。

（３）清掃等の実施

学校が浸水した場合等には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全の万全を期するものとする。清掃に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア　浸水した校舎等はなるべく建具等をとりはずし、日光の射入、空気の流通をはかり、でい土を除去し、湿潤の程度に応じて消毒液等を撒布する。

イ　でい水等で汚染された建具、校具等は、よく清浄した後クレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄する。

ウ　浸水した便所は、よく清浄した後石炭酸水（石炭酸３：水７の割合）、クレゾール水若しくはフォルマリンをもって拭浄し、又はこれを撒布するものとする。

６　児童生徒の安全確保

次のとおり児童生徒等の安全確保に努めるものとする。

（１）休校措置

副本部長（教育長）と教育部長で協議し、必要に応じて休校措置を決定したときは、教育部は直ちに防災行政無線やメールにて、休校する旨を各家庭へ伝達するものとする。

（２）下校時の対応

児童、生徒の登校後に休校を決定し、帰宅させる場合は、下校の注意事項を周知し、小学校の児童は保護者への引き渡しにて帰宅させるものとする。

（３）その他

こども園についても災害が発生し、又は発生が予想されるときは対策を講じ、万全を期するものとする。

７　その他の文教対策

災害に伴う被害程度によって授業が不可能なときは臨時に授業を行わないものとする。但し、正規の授業は困難であっても、教育活動の早期再開を期するため、できるだけ速やかに応急教育の実施に努めるものとする。なお、応急教育実施に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

（１）応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図るものとする。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

（２）被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告するものとする。

（３）その他の留意事項

通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し徹底するとともに、学校が避難所に利用される場合には、収容者あるいは児童に対し、それぞれに支障とならないように充分徹底する。なお、授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底するともに、授業が不可能な期間が長期にわたる場合は、学校と児童との連絡の方法、組織（子ども会等）の整備工夫をしておくものとする。

８　教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断されることを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。また、教育の場が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童の保健等に留意する。

（１）災害の規模及び被害の程度によって次の施設を利用するものとする。

ア　応急的な修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急処置をして使用する。

イ　学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋体施設等を利用し、なお不足するときは２部授業等の方法による。

ウ　校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設あるいは近隣学校の校舎又は神社仏閣等を利用する。

エ　全体的に被害を受けた場合

罹災をまぬがれた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設がない場合は、応急仮校舎の建設をする。なお、前述の施設の決定にあたっては、関係の機関が協議し、そ

の決定事項を教職員及び町民に徹底するものとする。

（２）施設の応急復旧

町本部は、災害終了後できる限り速やかに被災校舎等を維持保全のため、又は授業実施のため必要な範囲において応急処置を行うものとする。但し、処置（応急復旧）をする場合にあっては、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため写真の撮影保存に留意するものとする。

（３）施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には次の方法により当該施設管理者の応援を得るものとする。なお、応援の要請に当たっては、副本部長（教育長）が町本部長と協議して決定するものとする。

ア　町内施設利用の場合は、教育部、保育部において関係者協議のうえ行うものとする。

イ　他市町村の施設を利用する場合は、教育部、保育部は県支部（教育班）に対して、施設利用の応援を要請するものとする。

ウ　応援要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

（ア）応援を求める学校名

（イ）予定施設名又は施設種別

（ウ）授業予定人員及び室数

（エ）予定期間

（オ）その他の条件

エ　応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図るものとする。

９　教員の確保

教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとるものとする。

なお、教育部は、災害の発生に伴い被害を受けた教育職員を調査し、県支部を経由して県本部に報告するものとする。また、災害に伴い教育職員に欠損が生じたときは、次の方法によって補うものとする。

（１）学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

（２）町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は教育部に派遣を要請するものとする。

（３）県支部内操作

町内において解決できないときは、教育部から県支部（教育班）に教職員派遣の応援要請をするものとする。

（４）応援要請事項等

教育職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。なお、応援要請にあたっては、副本部長（教育長）と町本部長で協議して決定するものとする。

ア　応援を求める学校名
イ　授業予定場所
ウ　派遣要請をする人員（必要に応じその内訳）
エ　派遣予定期間
オ　派遣職員の宿舎その他の条件

10　児童生徒等に対する援助

（１）学用品の給与等

災害救助法適用時の町本部における教材、学用品の調達、支給は、要請に基づいて次の区分で分担して実施するものとする。なお、災害救助法が適用されない災害時の教科書のあっせんは、教育部で実施するものとする。

区　　分	担当班	摘　　要
被災児童生徒等の調査	小中学校班	県支部への報告は教育班が担当する。
教科書等の確保	教　育　班	
学用品等の割当	〃	
物品の直接支給	小中学校班	教育班で配分する。

（２）支給の種別

学用品等の支給あるいはあっせんは、災害の程度によって次の種別に区分して扱うものとする。

11　災害救助法による学用品支給条件

災害救助法による教科書、文房具等学用品の費用の基準等の条件は、本章第 15 節「災害救助法の適用」による。

（１）災害救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合のあっせん

災害救助法が町に適用されたが、教科書を失った児童生徒の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合の経費は、本人負担とする。調達の方法は、救助法適用分と合わせて調達するものとする。

（２）近隣市町村に災害救助法が適用された場合のあっせん

同一時の災害において近隣市町村に災害救助法が適用されたが、富加町には災害救助法の適用をうけなかった場合で、教科書をその災害のため失ったものがあり、その必要があるときは、一括あっせんするものとする。

（３）被災児童生徒及び教科書等被災状況の調査、報告

災害が発生し学用品等支給の必要があると認めたときは、教育部が調査、報告の要請をするものとする。調査、報告の方法等は、次表のとおりである。

区　　分	調査、報告の方法	小中学校班における期限	小中学校班から教育部への提出期限	教育部から県支部への提出期限
罹災児童生徒等の調査	災害終了後速やかに児童、生徒（または保護者）について「被災児童生徒名簿」（様式65号）を作成する。 なお、本名簿には、住家の被害がなくても教科書を失った者については、調査作成する。	２日以内	－	－
被災教科書等調査・集計・報告	「被災児童生徒名簿」（様式第67号）で被災教科書等を調査集計し、「被災教科書報告書」（様式66号）を作成して、報告する。	３日以内	３日以内	４日以内

（注）災害救助法が適用されない災害時にあっては、各学校班において適宜に実施する。

（４）教科書及び文房具の調達、輸送

教科書、文房具等学用品の輸送は、教育部が行うものとする。確保する物資は、おおむね次のとおりである。

ア　教科書

被災教科書の報告に基づき調査する。

イ　文房具（災害救助法適用時のみ）

ノート、鉛筆、用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷き等

ウ　通学用品（災害救助法適用時のみ）

カバン、手下げ袋、雨具、サブバック、履物等

（注）教科書の輸送が販売取扱店から直接教育部に送付されたときは、納品書を教育部においてとりまとめ、県本部防災班に提出するものとする。

エ　学用品の割当及び配分

町本部の指示により、教育部において学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童生徒別に割当をし、支給するものとする。

（ア）割当て

町本部からの学用品支給基準（１人当量）の通知を受けたときは、速やかに各児童生徒別に学用品の給与状況（様式67号）により割当てをするものとする。なお、割当てにあたっては、児童生徒の被害区分（程度）を罹災者台帳による程度区分等と照合をし、正確を期するものとする。

（イ）支給

受領書と引換えに学用品を児童生徒に支給するものとする。なお、被災児童生徒が縁故地に避難していて支給できないときは、教育班あるいは各学校班において保管し、本人の登校をまって支給するものとする。

（ウ）剰余物資の保管

学用品等を指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管しておくものとする。

（エ）その他の事務手続

次の諸記録を作成し、整備保管するとともに学用品の保管、配給の状況を毎日「救助日報」（様式 51 号）により、報告するものとする。

① 救助実施記録日計票（様式第 16 号）
② 被災児童生徒名簿（様式 65 号）
③ 被災教科書報告書（様式 66 号）
④ 学用品の給与状況（様式第 67 号）
⑤ 学用品引継書（様式第 68 号）

12 被災児童、生徒の調査報告

施設責任者の協力を得て、「被災児童生徒名簿」（様式 65 号）にて調査し、県本部に報告するものとする。

13 就学援助

就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行うものとする。

14 学校給食及び応急給食の実施

学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。また、給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う準要保護児童、生徒給食補助の国庫負担のため、小・中学校児童、生徒の属する世帯の被害状況を「児童生徒被災状況報告書」（様式 69 号）により、速やかに調査し、報告するものとする。

15 防疫措置

学校は、洪水等の災害時にあっては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生の恐れのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、県、町、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。防疫の実施は、本章第26節「防疫・食品衛生活動」の定めるところによるが、特に次の点に留意するものとする。

（１）福祉保健部又は学校医の意見を聞き、健康診断、臨時休校、消毒その他の事後措置の計画をたて、これに基づいてその実施の推進にあたるものとする。
（２）保護者その他の関係方面に対して患者の発生状況を周知させ、協力を求める。
（３）児童、生徒等の食生活について十分の注意と指導を行う。
（４）伝染病の発生原因について関係機関の協力を求め、これを明らかにするとともにその原因の除去に努めるものとする。

16 転出、転入の手続き

児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応するものとする。

17　心の健康管理

被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施するものとする。

18　児童、生徒の安全措置

各学校長は、平素の避難訓練に基づき、迅速に児童、生徒を避難させ、その掌握を確実にする等、それぞれの災害の質に応じた救急処置及び安全措置を講ずるものとする。

（１）登下校

地域やその時の状況判断により町本部等との連係を密にしながら登下校の可否を決めるものとする。また、緊急下校の時は、通学路の安全を確認し、できるだけ家庭との連絡をとりながら、小集団で下校する等を指示し、児童、生徒の安全を確保するものとする。

（２）救急処置

災害が発生した場合には、速やかに適切な救急処置を行うものとする。

（３）死傷者等の報告

災害による児童、生徒の死者、行方不明者又は負傷者のある場合には、町本部、教育委員会及び教育事務所へ速やかに報告するものとする。

（４）その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

第２項　文化財、その他の文教関係の対策

１　方針

文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

２　実施責任者

町	教育部
県	環境生活部、教育委員会

３　被害の報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生した時、被害の状況を町本部に報告するものとする。

４　公民館その他社会教育施設の対策

文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県本部へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力するものとする。

５　文化財の対策

被災文化財については、町文化財審議会委員等の意見を参考にして文化財的価値を可及的に維持するよう被害文化財個々につき対策を、所有者あるいは管理者に指示し指導するものとする。

第 35 節　航空災害対策

1　方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2　実施責任者

町	総務部
県	危機管理部、健康福祉部、県土整備部

3　実施内容

（1）　災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア　災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

○民間航空機の場合

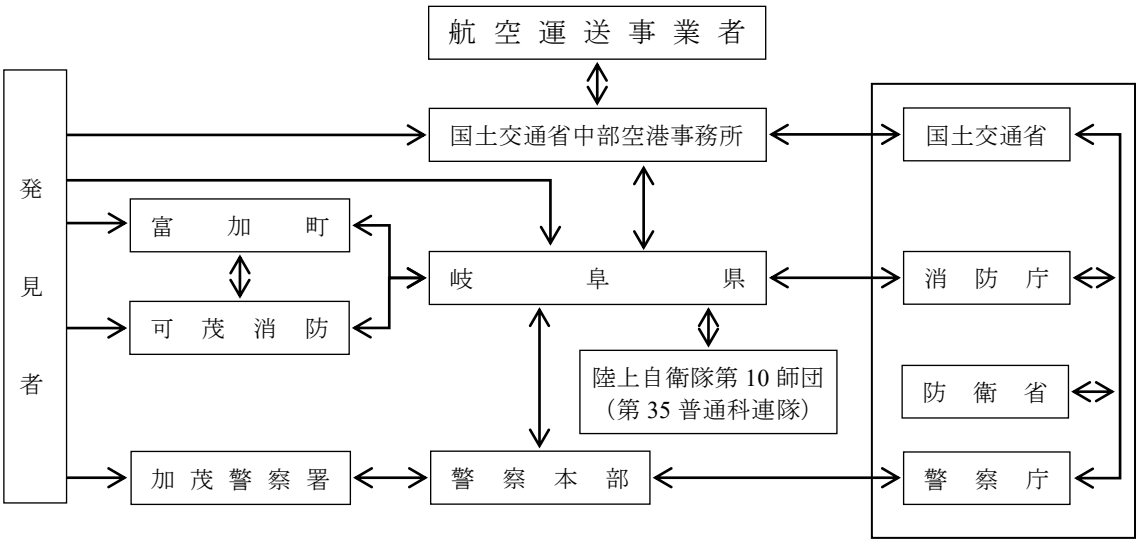

○自衛隊機、米軍機の場合

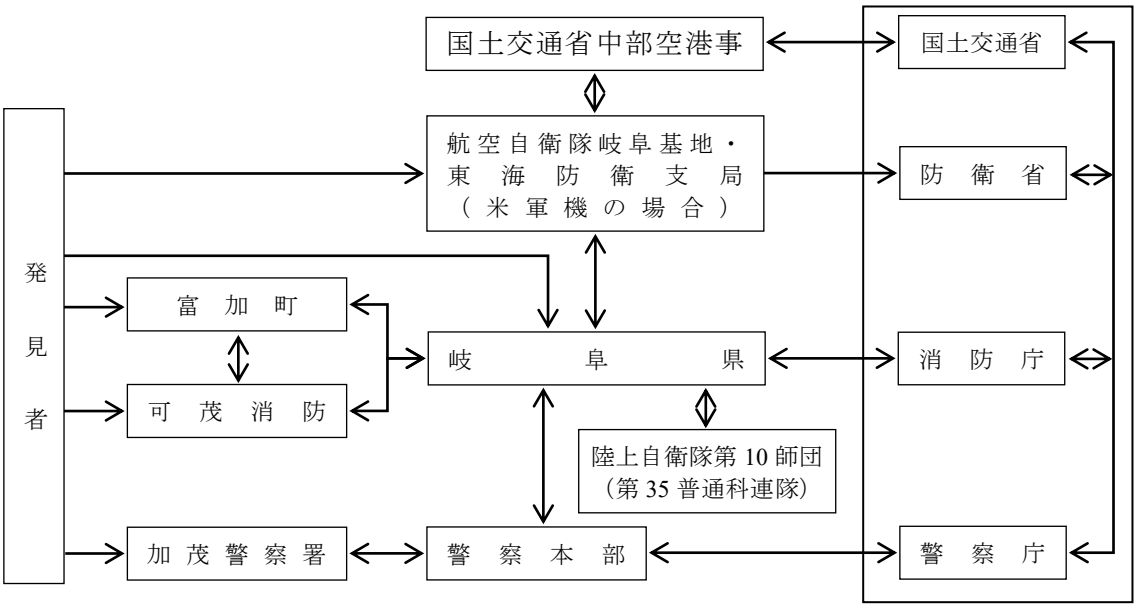

イ　応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

ウ　通信手段の確保

航空運送事業者、町及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、本章第７節「通信の確保」による

（２）活動体制の確立

ア　町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。

ウ　自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

（３）　救助・救急、医療、消火活動等

ア　救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

必要に応じて、他市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、本章第 11 節「消防・救急・救助活動」、本章第 23 節「救助活動」による。

イ　医療活動

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請する。

ウ　消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ　交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、加茂警察署及と密接な連絡をとるものとする。

（4）関係者等への的確な情報伝達活動

航空運送事業者、町及び防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

なお、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという町民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第 36 節　鉄道災害対策

1　方針

鉄軌道における列車の衝突等の大規模な鉄道事故による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2　実施責任者

町	総務部、企画部
県	危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部

3　実施内容

（1）災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア　災害発生時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

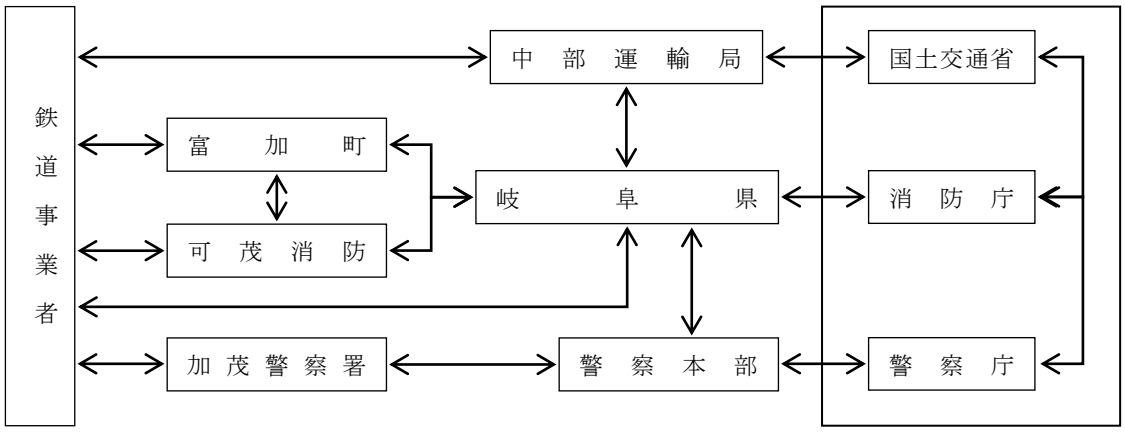

イ　応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

ウ　通信手段の確保

災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における町及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。なお、詳細については、本章第７節「通信の確保」による。

（2）活動体制の確立

ア　町の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連格体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ　広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定

により県に他市町村の応援のあっせんを要請する。

オ　自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

（3）救助・救急、医療、消火活動等

ア　救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により、県を通じて他の地方公共団体に応援を要請する。

なお、詳細については、本章第 11 節「消防・救急・救助活動」、本章第 23 節「救助活動」による。

イ　医療活動

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請する。

ウ　消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ　交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、加茂警察署と密接な連絡をとるものとする。

（4）被災者等への的確な情報伝達活動

町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第 37 節　道路災害対策

１　方針

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

２　実施責任者

町	総務部、福祉保健部、建設部、消防部
県	危機管理部、健康福祉部、県土整備部

３　災害情報の収集、連絡

道路災害の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

４　応急対策活動情報の連絡

県に応急対策の活動状況と応援の必要性等を連絡するものとする。

５　活動体制の確立

発災後、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

６　自衛隊の災害派遣

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

７　救助・救急活動

救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

８　医療活動

必要に応じて、公的医療機関や民間医療機関に医療救護班の派遣を要請するものとする。

９　交通の確保

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。

10　危険物の流出に対する応急対策

危険物の流出が認められた場合、防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

11　被災者等への的確な情報伝達活動

被災者等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

第 38 節　危険物等災害対策

１　方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

２　実施責任者

町	総務部、福祉保健部、産業環境部、建設部、消防部
県	危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部

３　災害情報の収集、連絡

火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

４　応急対策活動情報の連絡

県に応急対策の状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

５　活動体制の確立

発災後、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

６　自衛隊の災害派遣

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

７　救助・救急活動

救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

８　医療活動

必要に応じて、公的医療機関や民間医療機関に医療救護班の派遣を要請するものとする。

９　交通の確保

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

10　危険物の流出に対する応急対策

危険物の流出が認められた場合､防除活動を行うとともに､避難誘導活動を行うものとする。

11　避難収容活動

（１）避難誘導の実施

人に危害が及ぶ恐れがある場合には、人命の安全を第一に町民等の避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難

に資する情報の提供に努めるものとする。

（２）避難所

必要に応じ避難所を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、本章第16節「避難対策」による。

12　被災者等への的確な情報伝達活動

被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、医療機関の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第 39 節　大規模な火事災害対策

１　方針

大規模な火事（林野火災を含む。）による多数の死傷者等の発生した火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

２　実施責任者

町	総務部、福祉保健部、建設部、消防部
県	危機管理部、健康福祉部、県土整備部

３　災害情報の収集、連絡

火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

４　応急対策活動情報の連絡

県に応急対策の状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

５　通信手段の確保

災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。なお、詳細については、本章第７節「通信の確保」による。

６　活動体制の確立

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

７　自衛隊の災害派遣

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県本部長に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

８　救助・救急活動

救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

９　医療活動

必要に応じて、公的医療機関や民間医療機関に医療救護班の派遣を要請するものとする。

10　交通の確保

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

11　避難収容活動

（１）避難誘導の実施

人に危害が及ぶ恐れがある場合には、人命の安全を第一に町民等の避難誘導を行う。避難

誘導にあたっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

（２）避難所

必要に応じ避難所を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、本章第16節「避難対策」による。

12　被災者等への的確な情報伝達活動

被災者等のニーズを十分把握し、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

第 40 節　大規模停電対策

１　方針

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

２　実施責任者

町	総務部、福祉保健部、建設部、消防部
県	危機管理部、林政部、県土整備部、農政部

３　実施内容

（１）広報

町民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、町民等に役立つ次の情報について、ホームページやＳＮＳ等により提供するものとする。また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア　停電及び停電に伴う災害の状況

イ　関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ　停電の復旧の見通し

エ　避難の必要性等、地域に与える影響

オ　携帯電話等の充電可能な施設等の情報

カ　その他必要な事項

（２）応急対策

その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

（３）電力供給

電気事業者等は、協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

（４）通信機器等の充電

必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し、充電機器等の提供に努めるものとする。

第 41 節　原子力災害応急対策

第１項　緊急事態応急対策

本項は、県から情報収集事態、警戒事象又は施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡があった場合、及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第１５条に基づく原子力緊急事態宣言が出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本項に準じて対応する。

１　実施責任者

町	総務部、福祉保健部、産業環境部、建設部、教育部、保育部

２　通報連絡、情報収集活動

県から、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する通報・連絡があった場合、速やかに災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

（１）施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

県から、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態に関する連絡があった場合、県から連絡を受けた事項について、関係する地方指定公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

（２）応急対策活動情報の連絡

ア　施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、県及び防災関係機関等と密接に連携を取るものとする。

イ　全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等）

県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、県及び防災関係機関と密接に連携を取るとともに、講ずべき措置について、県等と調整を行うものとする。

３　活動体制の確立

原子力災害に対応するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

なお、災害対策本部等の組織・構成・事務分掌等は、一般災害対策計画編　第１章第２節「活動体制」による。

（１）町の活動体制

ア　情報収集事態発生時の情報収集体制の強化

県から情報収集事態が発生した旨の連絡があった場合は、必要に応じて職員を参集させ、情報収集、集約、伝達及び関係課、関係機関等との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力災害警戒体制に移行できるようにする。

イ　警戒体制

次の設置基準に該当する場合には、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて、警戒第２体制に移行できる体制をとる。なお、配備する職員は、第１章第２節「活動体制」によるものの他、産業環境班員を指定するものとする。

（ア）設置基準

① 県から、対象とする原子力事業所で警戒事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の連絡があったとき

② 町内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の通報があったとき

③ 町本部長（町長）が必要と認めたとき

（イ）廃止（解散）基準

① 発電所の状況等から判断し、施設敷地緊急事態に至るおそれがなくなり、国や原子力発電所所在県においても警戒体制を解除することとなったとき

② 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

ウ 警戒第２体制（富加町災害警戒本部を設置）

次の設置基準に該当する場合には、警戒第２体制をとり、町長を本部長とする富加町災害警戒本部を設置する。なお、配備する職員は、第１章第２節「活動体制」によるものの他、産業環境部長又は産業環境班長が指定するものとする。

（ア）設置基準

① 県から、対象とする原子力事業所で施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき

② 町内において核燃料物質等の事業所外運搬における特定事象（原災法第１０条第１項に規定する事象）が発生した旨の連絡があったとき

③ 町本部長（町長）が必要と認めたとき

（イ）廃止（解散）基準

① 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、事故対策が完了した、又は対策の必要がなくなったと認めるとき

② 災害対策本部が設置されたとき

エ 非常体制（富加町災害対策本部を設置）

次の設置基準に該当する場合には、非常体制をとり、町長を本部長とする富加町災害対策本部を設置する。なお、設置に伴う配備する職員は、第１章第２節「活動体制」によるものとする。

（ア）設置基準

① 富加町が原災法第１５条第２項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき

② 富加町が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき。

③ 町本部長（町長）が必要と認めたとき

（イ） 廃止（解散）基準

① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、事故対策が完了した、又は対策の必要がなくなったと認めるとき

（２）応援要請及び職員の派遣要請等

ア 緊急消防援助隊の派遣要請

必要に応じて、県に対し緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。

イ　他の自治体の応援要請

必要に応じて、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により、県及び他の市町村に応援を要請する。

（３）自衛隊の派遣要請等

自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を依頼する。

４　防災業務関係者の安全確保

原子力緊急事態となった場合は、防災業務関係者の安全確保を図るため、県災害対策本部や現場指揮者等との連携を密にし、適切に対応するよう努める。

５　緊急時モニタリング活動への協力体制の整備

県、国、関係機関等が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等に協力する。

６　屋内退避、避難等の防護活動

県と連携し、緊急時モニタリング結果、指針の指標（計測可能な判断基準：OIL)、及び原子力施設の状況等を踏まえた国の判断、指示に基づき、屋内退避、避難等の防護活動を行うことを基本とする。

また、町民避難の支援が必要な場合は、県に支援を要請する。

（１）　屋内退避・避難の対応方針

ア　初動時における予防的対応（屋内退避）

（ア）施設敷地緊急事態発生時

県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、市町村に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うこととされている。

町は、県から屋内退避の注意喚起の要請があった場合には、町民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

（イ）全面緊急事態発生時

町は、町民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を継続する。

（ウ）原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合

原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合は、国がＵＰＺ外に拡張される屋内退避エリアの範囲を予防的に同心円を基礎として判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が緊急時における実効性を考慮して行政区域単位で屋内退避を実施するよう町民に指示するとされており、県は、国から当該指示を受けた場合、該当市町村に対して、屋内退避を指示するとされている。

町は、県から屋内退避の指示があった場合には、町民に対し、屋内退避を指示する。

（２）避難等に係る判断、指示

県から国の避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する意見の調整を県と行う。その後、県を通じて国の指示があった場合は、町民に対して避難等を指示する。

このように、国の判断に基づき対応することを基本とするが、県内におけるモニタリング結果等により、県災害対策本部が特に速やかな避難等の対応が必要と認めた場合は、県の意見を踏まえ、避難等を指示する。

○ 地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率（指針の指標）（参考）

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	１日内を目途に区域を特定し、１週間程度内に避難（一時移転）を実施
計測可能な判断基準（ＯＩＬ）（モニタリング実測値で判断）	毎時 500μSv（マイクロシーベルト）＊1	毎時 20μSv（マイクロシーベルト）

※　地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率

※　本県では、＊１に該当する地域は現れず

○国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ（参考）

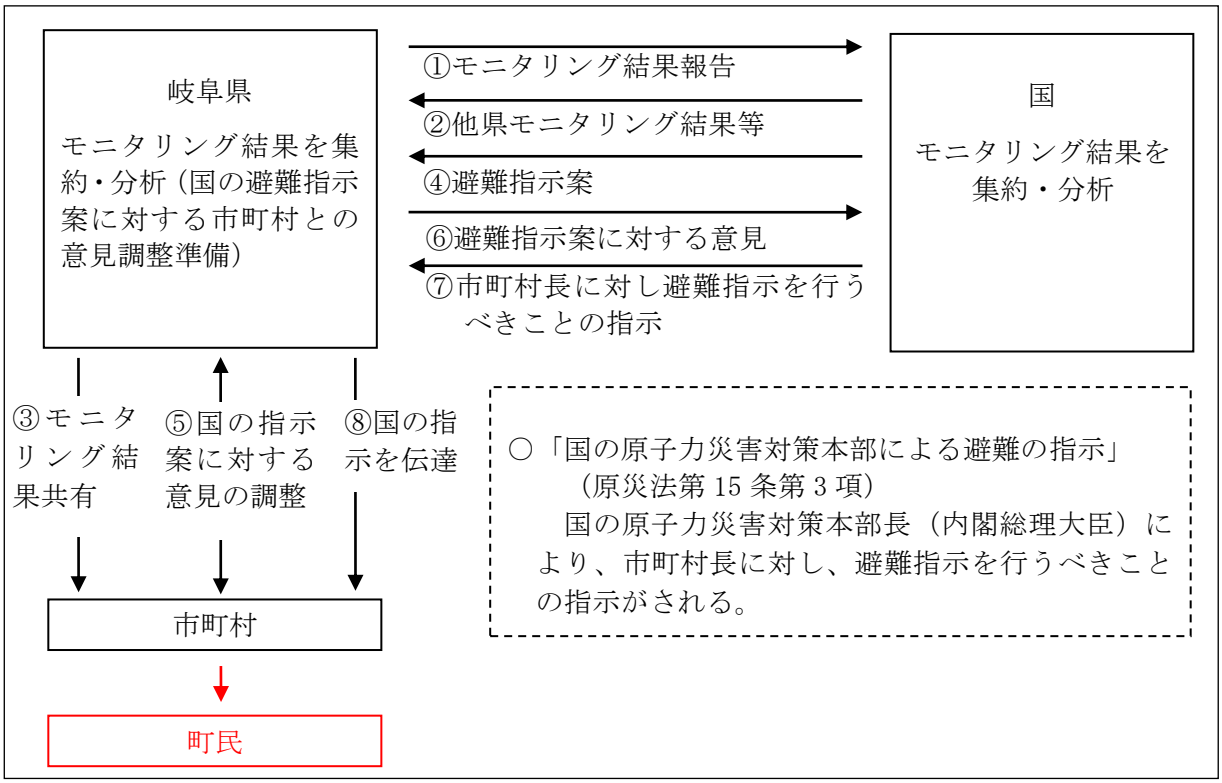

（３）避難の実施

ア　避難先の決定

広域避難の実施にあたって、本計画に規定する役割を担うものとする。なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の支援をする。

イ　避難手段の確保

避難は、自家用車による避難を原則とし、これに依らない場合は、町及び県が準備する車両又は公共輸送機関による避難を行うものとする。

ウ　避難に資する情報提供と避難誘導

県と協力し、町民等に対し、避難先、避難経由所、避難経路等を周知のうえ、避難誘導を実施する。

県は、避難退域時検査場所等の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行う。

エ　避難の実施における関係機関の連携

町及び県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援・協力に努める。

（４）避難者への対応

ア　避難者の生活環境への対応

県及び国と連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、可能な限り早い段階から、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅、並びに旅館やホテル等のあっせん及び活用等、二次避難先の確保に向けた検討を開始し、可能な限り早期に移転できるよう努める。

イ　避難者への心身のケア

県と連携し、必要がある場合は、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。

ウ　安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

県と連携し、指針等を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、禁止事項等についての避難者への説明、安定ヨウ素剤の配布準備等に協力する。

７　要配慮者への対応

県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者等が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握等に努める。

また、二次避難先への移転に当たっては、要配慮者等に優先的に配慮する。

８　原子力災害医療活動

安定ヨウ素剤の配布・服用指示、退難退域時検査等県が行う活動に協力する。

（１）安定ヨウ素剤の配布、服用指示等

国の判断に基づき、県から安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示された場合は、町内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、町民に対し、安定ヨウ素剤の配布・服用を指示する。

なお、安定ヨウ素剤の服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁 平成２５年７月１９日作成。令和３年７月２１日最終修正。）によるものとする。

（２）町民に対する避難退域時検査

県が実施する避難退域時検査が円滑に行われるよう協力する

９　飲食物の摂取制限、出荷制限等

国及び県から飲食物の摂取制限及び出荷制限等の指示等がなされた場合は、次のとおり対応するものとする。

（１）飲料水、飲食物の摂取制限

指針の指標（ＯＩＬ）や、食品衛生法上の基準等を踏まえた国及び県の指導・助言に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

（２）農林畜産物等の採取及び出荷制限

県から、国の指針、指導及び助言等を踏まえた農林畜産物等の採取及び出荷制限措置があった場合は、これに協力するものとする。

また、実施する措置について、県とともにその内容について、生産者、地域住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

（３）飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

また、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県等に対し、物資の調達を要請する。

10　緊急輸送活動

原子力災害が発生した場合に、避難者、専門家、モニタリング要員、原子力災害医療活動要員の搬送、飲食物の搬送等を円滑に実施するため、町、国、県、警察、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

（１）緊急輸送活動

緊急輸送の対象は、以下のものとする。

ア　避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

イ　モニタリング、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材

ウ　緊急事態応急対策要員（オフサイトセンターへの派遣要員、国及び県の専門家、国、他県、その他防災関係機関からの応援要員）及び必要な資機材

エ　食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

オ　その他緊急に輸送を必要とするもの

（２）緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として実施する。

ア　負傷者、疾病者、要配慮者等の輸送等、人命救助、救急活動に必要な輸送

イ　避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材

ウ　緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材

エ　町民の生活を確保するために必要な物資

オ　その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

（３）緊急輸送体制の確立

県並びに関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

11　町民への的確な情報提供活動

町、国及び県は、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、町は、町民の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

（１）町民への情報提供活動

ア　町民への広報

（ア）情報提供手段

町民への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

①　富加町防災行政無線（同報系）

②　広報車

③　自治会、民生委員との連携
④　その他、実情に即した方法　等

（イ）情報提供事項

以下の事項について情報提供活動を実施する。

①　事故・災害等の概況（県や国等が実施するモニタリング結果を含む）
②　緊急事態応急対策の実施状況（飲食物摂取制限等）
③　テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ
④　避難者を受け入れる場合、避難者の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
⑤　不安解消のための町民に対する呼びかけ　等

イ　実施方法

町民への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

（ア）情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語やあいまい表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。

（イ）町民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。

ウ　広報内容及び要配慮者等への配慮

町及び県は、町民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、町、国、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など、町民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

その際、自治会、自主防災組織、民生・児童委員等を活用し、要配慮者に十分配慮した情報提供を行う。

（２）町民からの問い合わせに対する対応

町民からの問い合わせに速やかに対応するため、相談窓口の設置、人員の配置等体制の確立に努める。

（３）安否情報の照会への対応

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

12　文教対策

学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、必要な対策を講じる。

（１）臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、児童生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

（２）登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

13　町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備

（１）輸送に係る事業者等

ア　輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報し、県は、その内容を町及び関係機関に通知する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた後、直ちにその旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

イ　輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

（２）町及び県

町及び県は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の町民の避難の指示等必要な措置を講じる。

（３）警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

（４）消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第２項　原子力災害中長期対策

本項では、原災法第１５条第４項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を定めている。

なお、これ以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本項に示した対策に準じて対応する。

１　実施責任者

町	総務部、産業環境部

２　緊急事態宣言解除後の対応

内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、県と連携し、必要に応じて事後対策や被災者の生活支援等を行う。

３　県環境放射線モニタリングへの協力

県は、原子力緊急事態解除宣言後、復旧へ向けた避難区域の見直し等を行うため、国、隣接県、原子力事業者等と協力して環境モニタリングを行い、結果を公表する。

町は、これらの活動が円滑に進むよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等の協力を行う。

4　原子力災害中長期対策実施区域の設定

国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害中長期対策を実施すべき区域を設定する。

5　各種制限措置の解除

県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家の判断や国の指針、指導に基づき、応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林畜産物の採取・出荷制限等、各種制限措置の解除を行う。また、解除の実施状況を確認するとともに、解除について町民へ周知を行う。

6　放射性物質による環境汚染への対処

国、県、原子力事業者及びその他関係機関が行う放射性物質による環境汚染への対処に基づき必要な措置を行う。

7　被災地域住民等に係る記録の作成

避難及び屋内退避の措置をとった町民が災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を、被災地住民登録様式（様式 70 号）で記録するものとする。

また、国及び県と連携し、農林水産業、商工業等の受けた影響について調査するとともに、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

8　被災者等の生活再建等の支援

国及び県と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援に努める。

国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、可能な限りワンストップで対応できる総合相談窓口を設置する。

また、町外に避難した被災者に対しても、町及び避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

9　風評被害等の影響の軽減

国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が国内外で確保されるよう、各種媒体を用いた広報活動を行う。

10　被災中小企業等に対する支援

国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

11　心身の健康相談体制の整備

国からの放射性物質による汚染状況調査や指針に基づき、国及び県とともに、被災者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。